

令和7年度 第1回  
八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

次第

令和7年(2025年)5月19日(月)  
午前10時00分～12時00分  
八王子市役所 議会棟第三・第四委員会室

1. 開 会

2. 報 告

- (1) 福祉部職員による不適切発言事案の再発防止に向けた取組の改善報告について
- (2) 第4期八王子市地域福祉計画令和6年度の取組実績について

3. 議 題

- (1) 第4期八王子市地域福祉計画推進の方向性について

4. その他

5. 閉 会

【配付資料】

- ・第4期 八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会委員名簿(R7.4.1時点)
- ・令和7年度(2025年度)地域福祉専門分科会 年間予定表
- ・【資料1】 福祉部職員による不適切発言事案の再発防止に向けた取組の改善報告について
- ・【資料2-1】 第4期八王子市地域福祉計画令和6年度の取組実績について
- ・【資料2-2】 第4期地域福祉計画令和6年度実績一覧【とりまとめ】実績報告調査票
- ・【資料3】 第4期八王子市地域福祉計画推進の方向性について
- ・【資料3参考】 社会・援護局関係主管課長会議資料（抜粋）

令和7年(2025年)5月19日  
地域福祉専門分科会  
報告事項資料  
福祉部生活福祉地区第一課・第二課

福祉部職員による不適切発言事案の再発防止に向けた取組の改善報告について

## 1 報告趣旨

令和3年（2021年）12月、本市の生活保護担当ケースワーカーが、生活保護利用者に対して個人の人格を傷つける不適切な発言を行った。この事案に対する再発防止策として「八王子市社会福祉審議会」の専門分科会に「生活保護行政の在り方に関する有識者会議」を設置した。

会議では委員の方々から要因や組織としての問題点、再発防止に向けた改善策について意見及び提案をいただき、「福祉部における職員不適切発言事案の再発防止に向けた改善策について」を令和4年（2022年）6月に作成した。ここで改善策に掲げた取組の節目を迎えたため、3年間の取組について報告する。

## 2 報告内容

- (1) 問題点に対する3年間の改善に向けた取組内容と成果
- (2) より良い生活保護行政に向けた3つの柱に対する取組
- (3) 改善策の取組みに対する評価

## 3 3年間の改善に向けた問題点に対する取組内容と成果

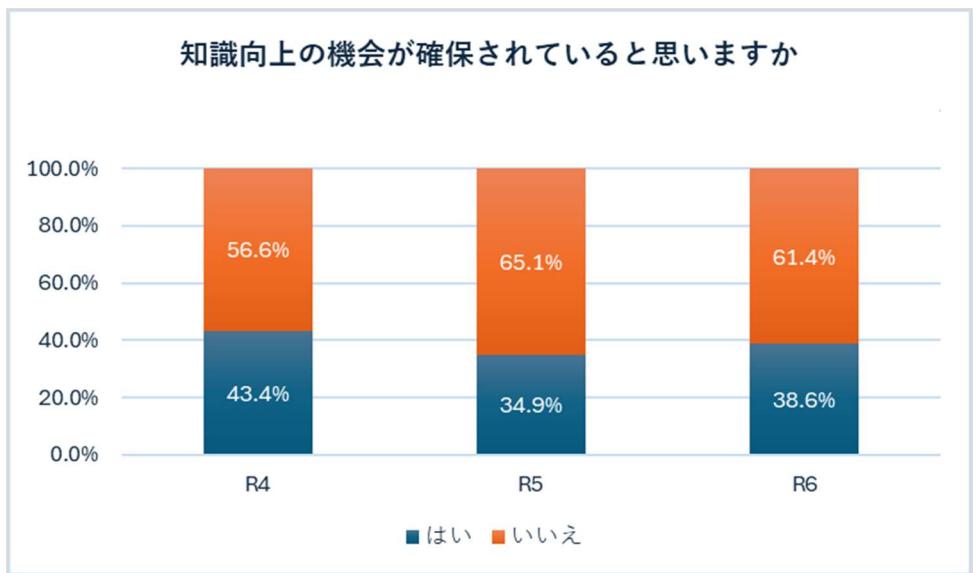
- (1) 職員（個人）の資質向上に対する課題と取組

### ◆課題

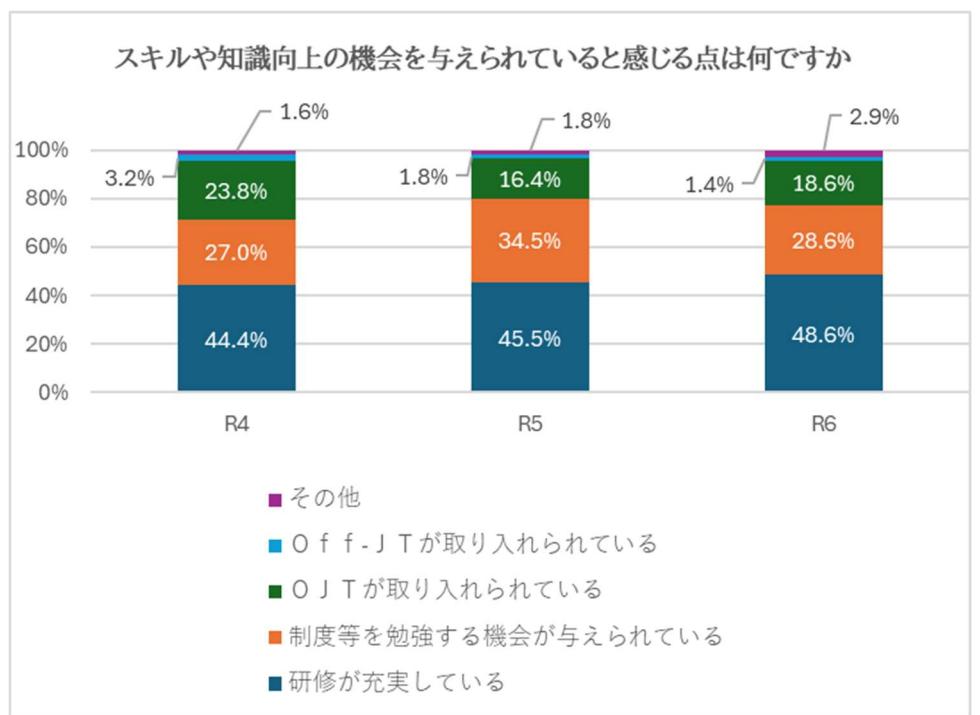
- ・公務員としての自覚と利用者目線に立ち支援するという意識を常に持つ。
- ・業務を遂行する上で必要である専門的な知識と制度への理解、適切な接遇がなければ利用者に適した支援ができず不測の事態につながりかねない。

### ◆取組内容

- ・生活福祉業務に携わる職員に対し、全体の奉仕者として業務遂行に対する自覚を改めて促すとともに、改めて公務員としての理念の周知や意識向上を図った。
- ・「職員ハンドブック」を作成すると共に、職員の知識を高め、利用者に適した支援を提供できるよう、研修を継続的に実施・体系化した。
- ・属人的ではなく組織として業務に対応できるようマニュアルを整備した。



【職員アンケートから】



【職員アンケートから】

## (2) 組織としての問題への対応

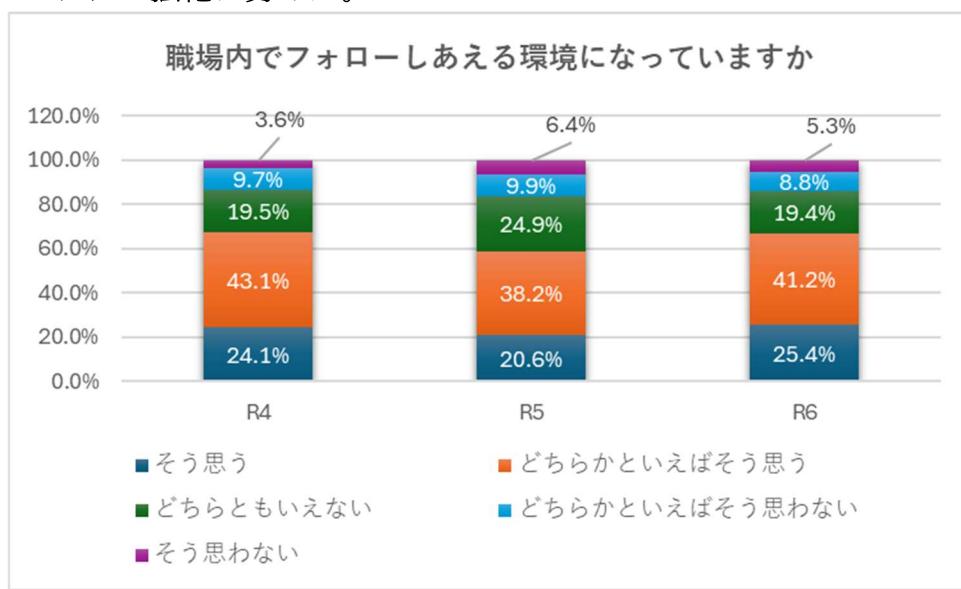
### ◆課題

- ・情報共有が十分でなく、対応が困難な事例などで組織的に報告・相談する場が固定されることが必要であり、他の職種間のカンファレンスを活用することも重要である。
- ・担当世帯数に偏りがあるため、担当世帯が多い地域の職員に負担がかかっている。また、分業制をとっている意義や各担当の役割・協力体制の認識が共有されていないため分業体制を効果的に活用しきれていない。

- ・管理職・査察指導員からケースワーカーへの必要な知識・技術等の指導が十分機能していない。ケースワーカーへのストレスを把握する必要がある。

#### ◆取組内容

- ・対応が困難な事例に対しては、職員が一人で抱え込まないよう、課内会議、各種ケース検討会議及びカンファレンス等を活用し、情報共有出来る場とした。
- ・担当世帯数の偏りを是正するため、担当世帯の平準化を図った。
- ・査察指導員用のマニュアルを作成した他、所属長面談に併せて全職員に対しストレス要因（現状ストレスになっているものの有無）について聞き取りを実施しメンタルケアの強化に努めた。

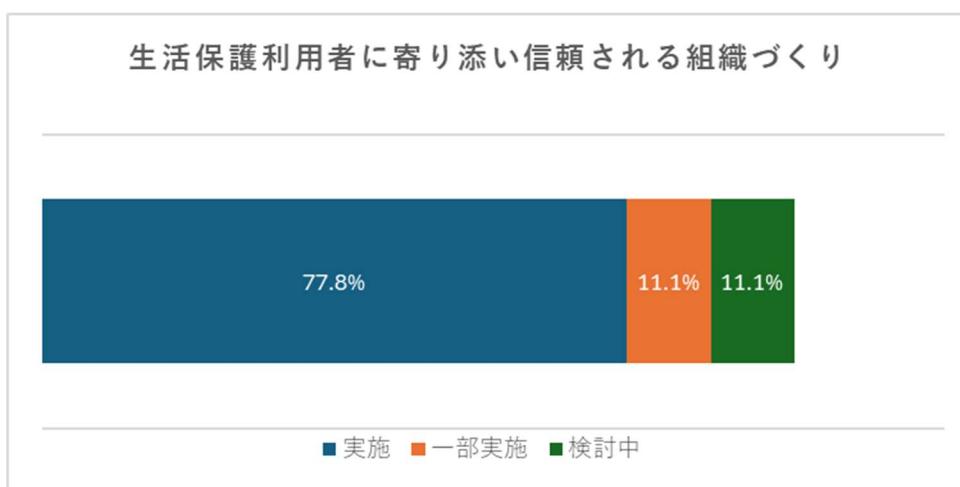


【職員アンケートから】

#### 4. より良い生活保護行政に向けた3つの柱に対する取組

令和4年に公表した「福祉部における職員不適切発言事案の再発防止に向けた改善策について」の中で示した生活保護行政の改善策に対する取組スケジュールの実施状況は下記の通りである。

##### （1）生活保護利用者に寄り添い信頼される組織づくり



#### ア. 市の福祉職員としての在り方の再認識及び意識向上に関する取組

- ・管理職が講師となり公務員としての理念について研修を実施した他、弁護士や八王子障害者団体連絡協議会から講師を招き勉強会を開催。

#### イ. 生活保護利用者に寄り添う意識の徹底

- ・「生活保護のしおり」を全面改訂し、生活保護利用者にわかりやすいものに変えると共に、市が発出する文書において「生活保護受給者」から「生活保護利用者」に表現を変更。
- ・生活保護利用者への相談や支援に、より丁寧に関われるようするため、担当世帯の平準化を令和5年8月に実施した他、職員の負担軽減と速やかに生活保護制度を利用できるよう新規申請の事務処理に輪番制を導入。

### (2) 福祉現場で活躍できるケースワーカー及び職員の育成

#### 福祉現場で活躍できるケースワーカー及び職員の育成

83.3% 16.7%

■実施 ■一部実施 ■

#### ア. ケースワーク職場における職層別役割の設定

- ・ケースワーカー職場における職層別目標を設定し職層に求められる事を明確化。
- ・新任職員や異動してきた経験の浅い職員が活用できる「業務支援ツール」や「対応事例集」を作成。
- ・病院や施設などの関係機関と日々の業務について個別カンファレンスや関係者会議を実施し、情報共有を徹底。

### (3) 活力ある風通しの良い職場環境づくり

#### 活力ある風通しの良い職場づくり

87.5% 12.5%

■実施 ■一部実施 ■

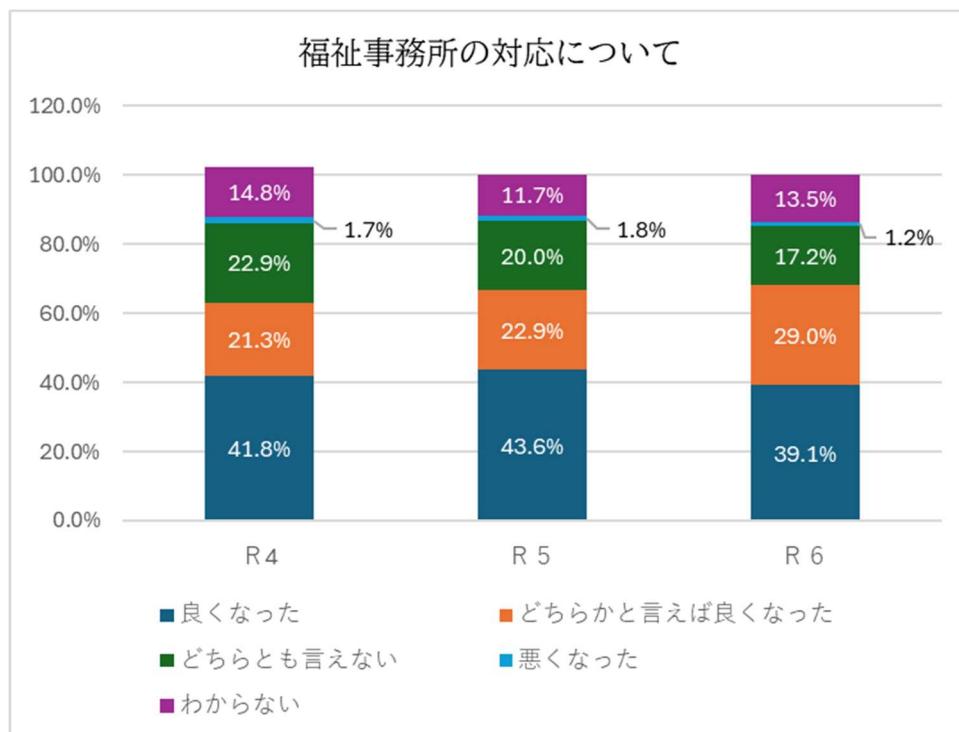
#### ア. 職員が安心して働く職場環境づくり

- ・職員が一人で事案を抱え込まないよう複数人での対応や情報共有を実施。
- ・難しい事例については、課長・主査会議や査察指導員連絡会議において情報共有を実施。
- ・電子相談箱は、部署内における支援体制が整ってきたことにより利用が減っているため運用の見直しを検討中。

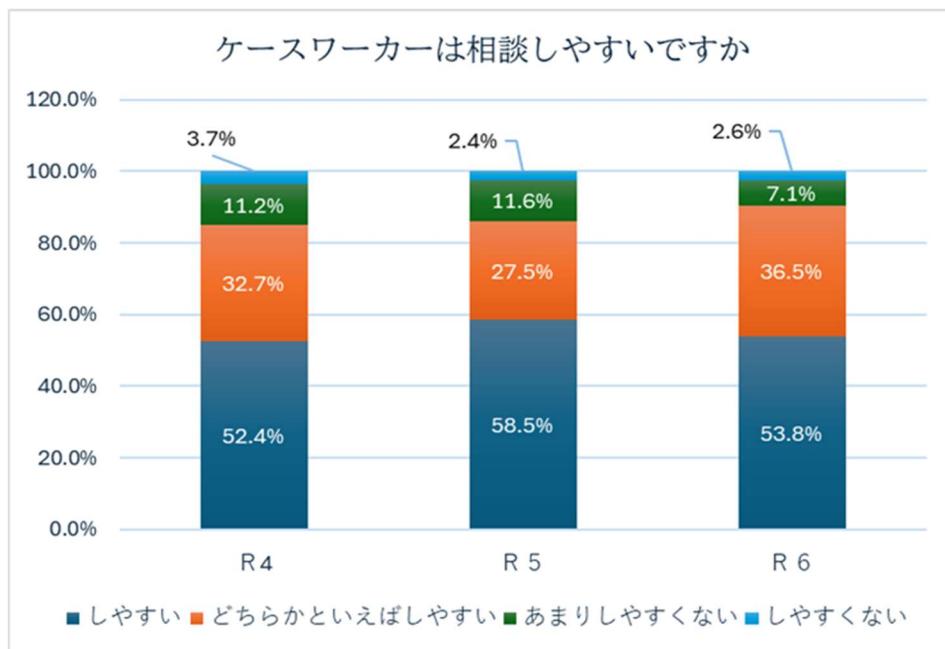
### 5 改善策の取組みに対する評価（利用者アンケート）

#### （1）福祉事務所の対応に関する設問について

福祉事務所の対応についての利用者アンケート（R4～R6）の結果を見ると、「良くなつた・どちらか」というと良くなつたとの肯定的な回答は令和4年度62%、令和5年度66%、令和6年度68%となっており取り組みの成果が出ている。全体的な評価として好意的な回答が増え、悪くなつたという批判的な回答は少なくなっている。



## (2)担当のケースワーカーの対応に関する設問について



「担当のケースワーカーは相談しやすいですか」との問い合わせに対しては「しやすい・どちらかといえばしやすい」という肯定的な意見は令和4年度 85.1%、令和5年度 86.0%、令和6年度 90.3%となり、令和6年度は9割を超える結果と利用者からは高い評価を得られたようになった。

## 6 むすびに

生活保護利用者アンケートの回答では、福祉事務所の対応が良くなつたと感じられた方が増え、「相談しやすい」との回答が9割を超えたことはこの3年間の取り組みの成果である。近年は物価高騰による経済的課題を抱え生活に困窮されている世帯が増加していると共に、課題が多様化・複雑化しているため、今後も高齢者・子ども・障害部門などの各福祉関係の所管と連携を密にし、生活保護利用者に寄り添っていくことで、安心して制度を利用していただける組織づくりに取組んでいく。

現場で働く職員の課題解決については、一部業務の効率化を行うことができたが、更なるデジタル化を進め職員の事務負担の軽減を図る必要がある。

さらに、複雑化する課題を解決するための専門的な知識を取得できる環境の整備、精神的な負担を軽減するためのフォローアップ体制を充実していかなければならぬ。

この3年間の取り組みをここにまとめたが、これをゴールとするのではなく、今後も組織として不断の努力を重ね、生活保護法の趣旨に則り市民生活を守り、本事案を風化させることなく現場で働く職員が達成感と誇りを持って働くよう努めていく。

# 第4期八王子市地域福祉計画

## 令和6年度の主な取組実績について

令和7年（2025年）5月19日  
地域福祉専門分科会  
福祉部 福祉政策課

**地域福祉を推進する  
しくみの充実  
(地域のつながり)**

# |-|-|-|-|-2 「学びの機会」の提供・多様な居場所の充実

## はちまるファームとは?

もやもやしたり、行き詰ったり、人間関係につまずいたときに…  
ちょっと立ち止まり、心安らげる場所  
ゆっくり、のんびり、焦らずに、その人らしいペースで活動できる場所

活動のハードルが低く、誰でも気軽に参加できる場があれば…

## 地域のつながり 計画 (P.66ほか)

平成ノブシコブシ  
徳井 健太氏講演  
地域共生の  
まちづくり推進セミナー

令和7年 2.8 (土)  
13:30~16:00(開場13:00)  
北野市民センター 8階ホール  
八王子市北野町5丁目5-3 きたのタウンビル8階  
【京王線・北野駅北口より徒歩1分】

セミナーテーマ  
気づいてみようとなりのヤングケアラー

講師 平成ノブシコブシ  
徳井 健太氏  
小らの時、父の単身赴任が要因となり母が精神疾患に。引いてもいる母の手取り、妹の世話と家事・育児を並行して。当時は「ヤングケアラー当事者」である認識をなかったが、芸人活動を始めた頃より自觉。講演では自身の体験談をさらけ出し「誰もができる」ヒントを提示している。

プログラム  
13:30 講演『涙、ヤングケアラーでした』  
14:40 活動紹介「はちまるサポート」  
15:00 パネルディスカッション  
『見えないSOSに気づいてつなぐ その一歩が大事』  
八王子市子ども家庭課  
・八王子市子ども家庭課  
・八王子市まちづくり課  
・八王子市社会福祉協議会  
・八王子市社会福祉協議会  
お申込み 1月6日(月)午前9時より申込受付開始  
右記二回目よりお申込みください  
お問い合わせ 八王子市社会福祉協議会 まちづくり推進課  
Tel:042-649-8477  
【主催】八王子市社会福祉協議会  
このセミナーは八王子市より委託された重層的支援体制整備事業の一環として実施しています。

参加無料  
定員250名様  
申込先着順

関連指標	現状値(策定時)	令和6年度実績	令和8年度目標
地域共生のまちづくり推進フォーラムの参加人数	270人/年	206人/年	400人/年
はちまるファームの数	1か所(新規)	2か所	2か所

# I-1-3 ボラティアセンター等による多様な参加支援

## 移転・複合化による社会参加機能の充実(令和7年度~)

地域のつながり  
計画(P.70)

シルバー人材センターと一体化して社会参加の機能を集約するとともに、相乗効果を生み出し、福祉の拠点としてボランティア活動と高齢者の就業を活発化させる。

4/5 オープニング  
イベントの様子



関連指標	現状値(策定時)	令和6年度実績	令和8年度目標
ボランティアセンターでのマッチング件数	182件	175件	300件
ボランティアセンターで紹介できる参加先の数	延べ120件	291件	延べ300件
ボランティアセンターが発信するSNSの登録者数	389人	898人	1,000人

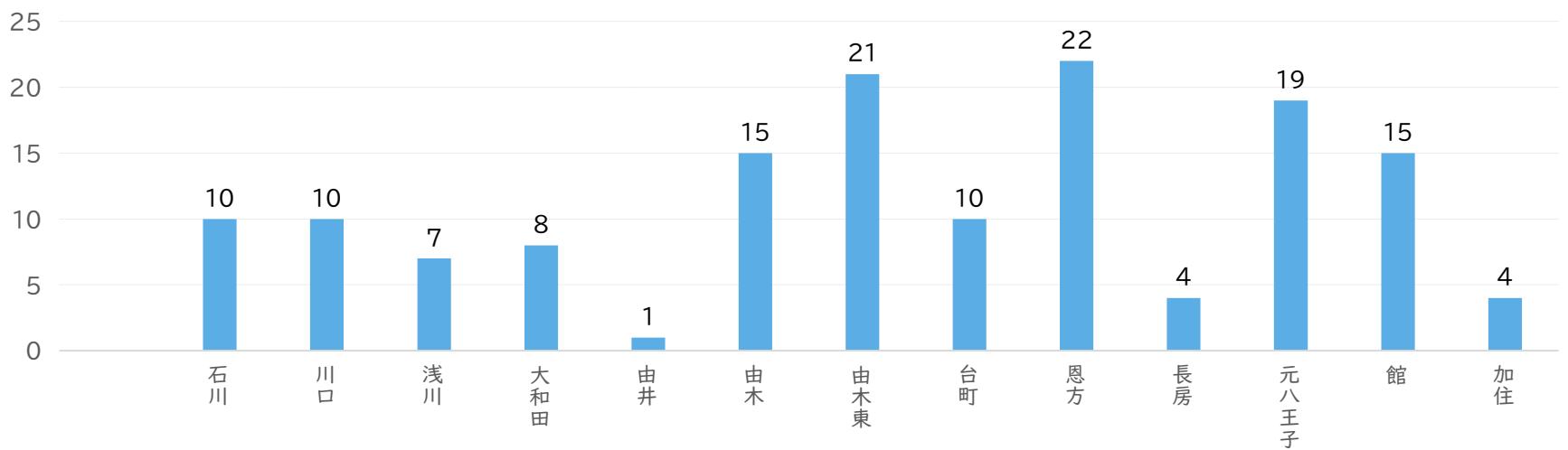
# I-2-5 「市民力」「地域力」を活かした地域づくり

身近な異変を「はちまるサポート」につなぐ

地域のつながり  
計画(P.74)

各はちまるサポートで“つなぎ手”となるはちまるサポートーの登録を  
開始(13か所のはちまるサポートで募集)

はちまるサポートー登録者数(令和7年3月末時点で146人登録)



関連指標	現状値(策定時)	令和6年度実績	令和8年度目標
はちまるサポートーの登録人数	10人	146人	115人

# 人材の育成・支援・活用 (人材のつながり)

## 2-1-1 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり

### モバイルPCを利用したDX化への動き

人材のつながり  
計画(P.94ほか)

令和5年2月に東京都から都内民生委員にモバイルPCを配布され、市では令和5年4月から市内民生委員へモバイルWi-fiを貸与し、モバイルPCの活用を促進している。

月例会議資料のペーパーレス化、活動報告専用アプリの作成・利用による各委員の負担解消

利用実績	現状値(策定時)	令和6年度実績
月あたりのモバイルPC使用日数 (延べ)	2,453回(5.6回／人)	2,880回(6.6回／人)
モバイルPCにより負担軽減が 図られていると感じる委員の割合	20%	40%

関連指標	現状値(策定時)	令和6年度実績	令和8年度目標
モバイル端末を業務に活用している方の割合	22%	48.3%	50%
活動しやすいと感じている民生委員・児童委員の割合	65%	-% (R8調査で取得)	70%
民生委員・児童委員の1年間の訪問・連絡活動総件数	42,079件	43,429件	49,302件

## 2-2-2 専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化

### 人材のつながり 計画(P.105)

八王子市の様々な地域

他分野の  
様々な支援  
機関

困りごとを抱えた  
住民

など

精神科医療機関

医療福祉連携相談員

精神福祉保健士  
又は  
看護師 等



福祉の相談支援機関  
「はちまるサポート」



連携



「にも包括」のモデル事業

関連指標	現状値(策定時)	令和6年度実績	令和8年度目標
CSWのアウトリーチ支援件数 (専門職と同行した件数)	新規	64回(件)	新機取得値の 向上

## 2-2-4 相談対応力を向上する機会の充実

### 1. 精神保健担当者研修(地域の精神障害課題への対応)

人材のつながり  
計画(P.105)

日程:令和6年11月5日

参加:保健所(保健師)、CSW、高齢(介護)、障害、医療、家族会ほか

人数:63人

### 2. 子ども・若者支援担当者研修(ひきこもり支援)

日程:令和6年12月17日

参加:保健所(保健師)、CSW、高齢(介護)、障害、医療、家族会ほか

人数:25人

### 3. スクールソーシャルワーカー合同研修(相互理解の促進)

日程:令和7年1月21日(火)

参加:CSW、スクール・ソーシャルワーカー

人数:25人

※ほか、ケアマネ研修(CSWの理解)  
(12月23日・80人)を実施

関連指標	現状値(策定期)	令和6年度実績	令和8年度目標
分野横断的な福祉関係機関の研修会や講座の開催	10回	4回	20回

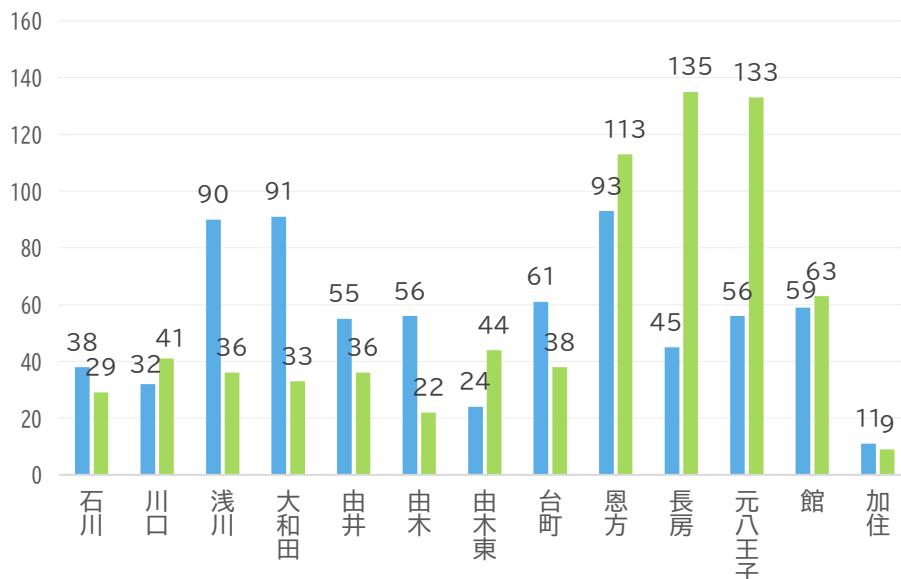
# 福祉サービスの充実 (サービスのつながり)

# 3-2-1 はちまるサポートの機能強化（運営実績）

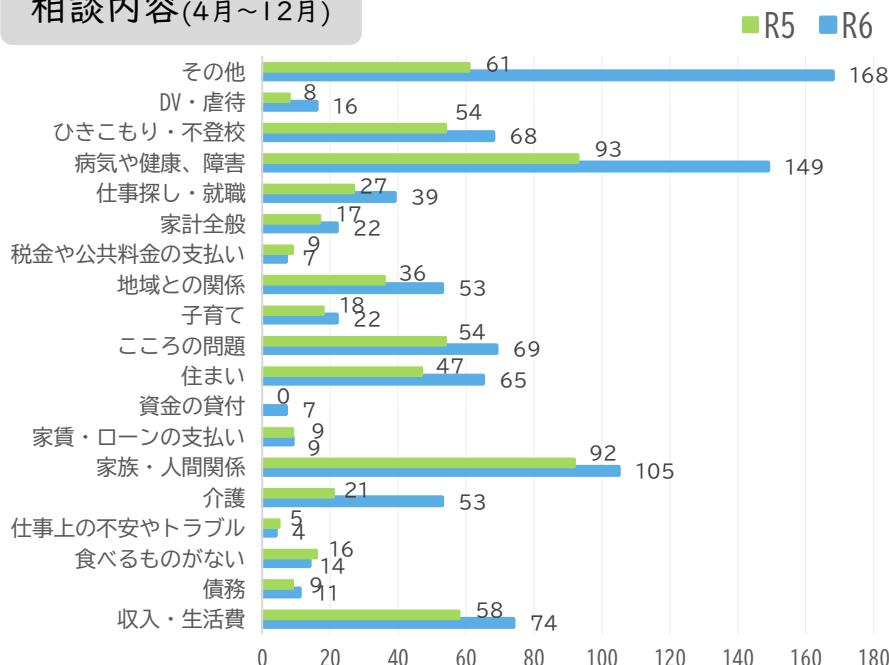
## I. 相談等実績（令和7年3月末現在）

サービスのつながり  
計画(P.115ほか)

新規相談受付件数(4月～12月)



相談内容(4月～12月)



関連指標

現状値(策定期)

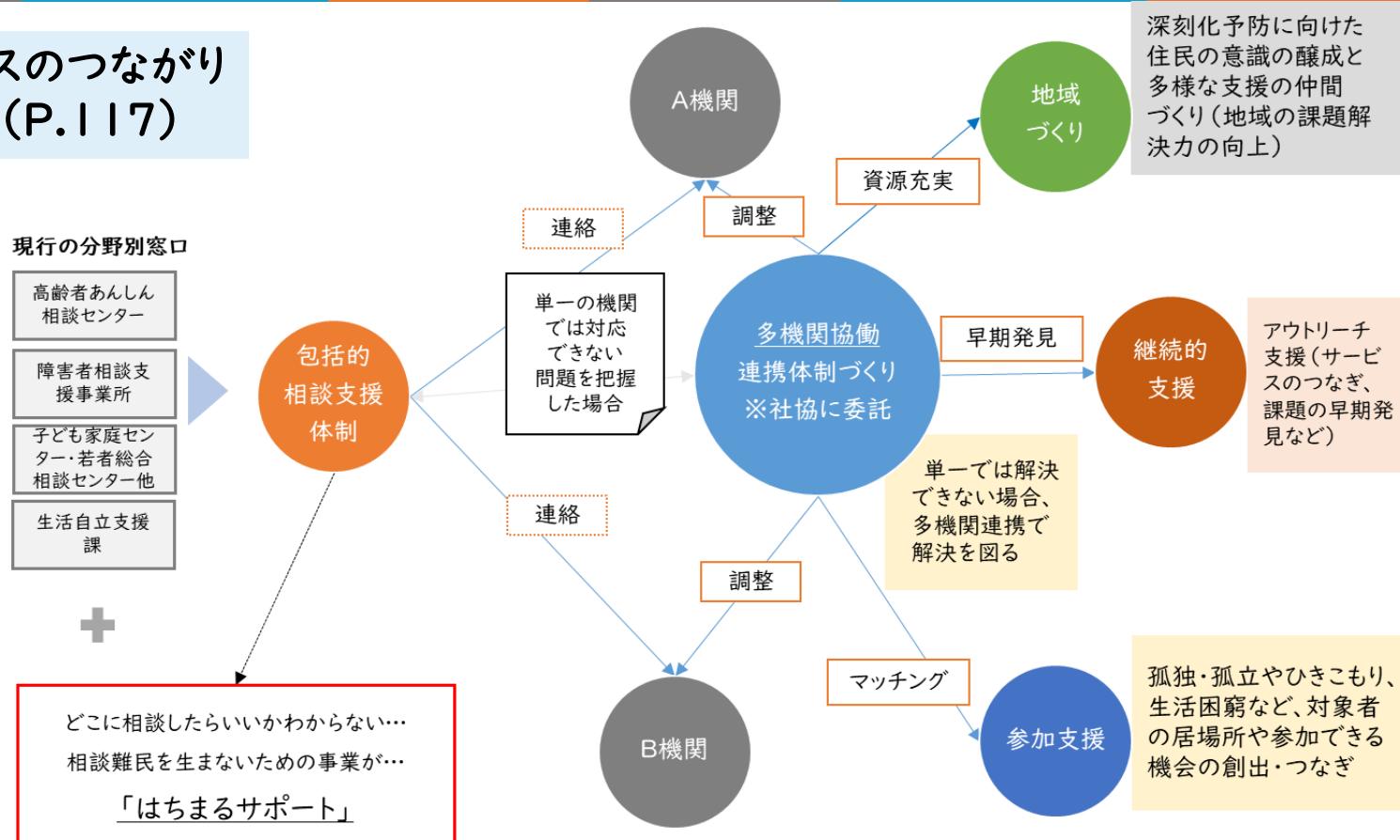
令和6年度実績

令和8年度目標

はちまるサポート認知度	11.4%	13.5%	25%
はちまるサポート整備数	13か所	13か所	14か所
アウトリーチ件数	1,723件/年	3,982件/年	1,881件/年

### 3-2-2 複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化

#### サービスのつながり 計画(P.117)



関連指標	現状値(策定期)	令和6年度実績	令和8年度目標
多機関協働事業の相談件数 (支援機関からの相談件数)	10件	14件	35件
DXの推進による相談支援関連の 様式やシステムの共通化	新規	はちココの実証事業 (AIを活用した傾聴)	実施

# 新たな“つながり”を創出する実証事業（2月～）

地域のつながり  
計画(P.72)



24時間365日、  
あなたの話を聞き「Communication」  
あなたと“つながる”「Connection」

はちココは、あなたが話したいとき、  
いつでもどこでも話し相手になります

となりの二次元コード、または以下URLから  
<https://4j9e6.channel.io/workflows/715564>

本事業は、八王子市と(株)ZIAIとの協定に基づくAIを活用した傾聴窓口の実証事業です。  
実証期間:令和7年2月3日～令和7年4月30日  
問い合わせ:八王子市福祉政策課(042-620-7241)

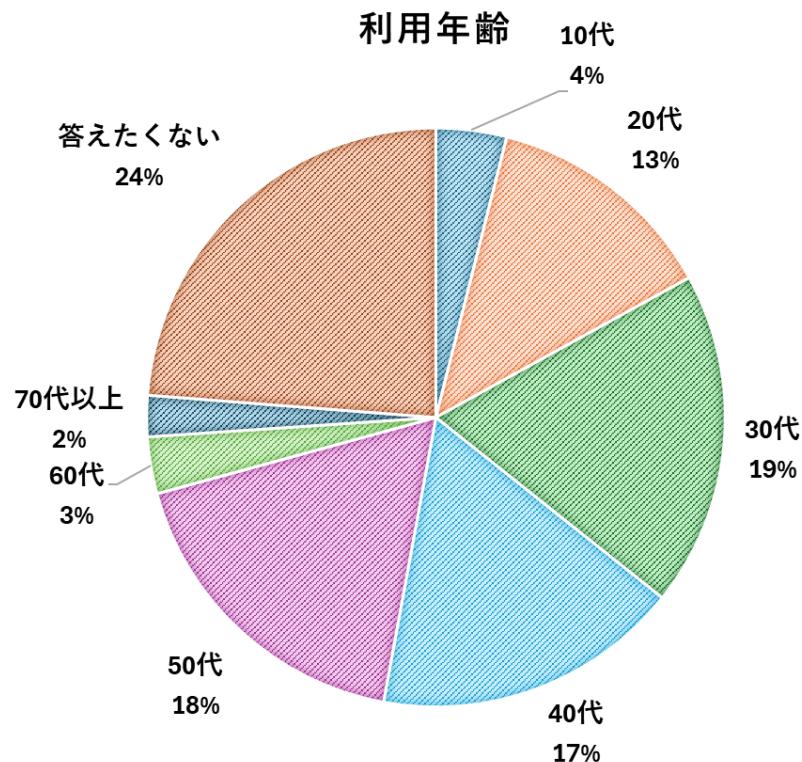
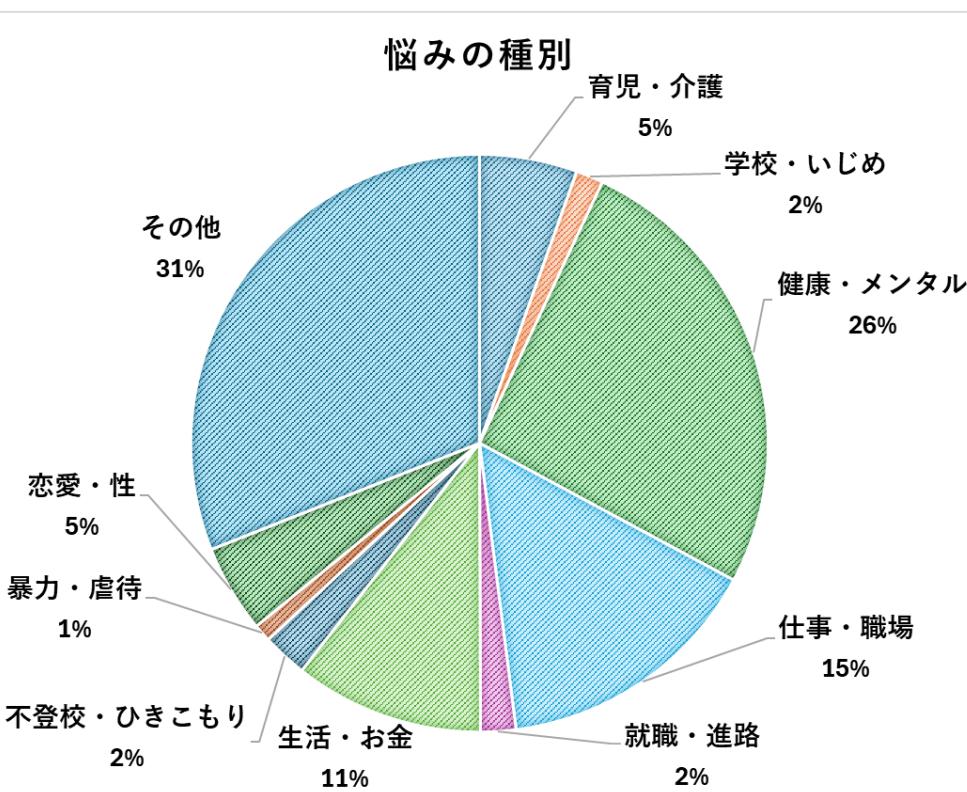
# はちココの利用実績（2～3月）

## 利用者数

(1) 相談件数 958件 (複数相談あり)

(2) 利用者数 645人

- ・合計相談時間 949 時間
- ・合計ターン数 6,943ターン
- ・平均ターン数 7.5ターン
- ・リピート率 16.4%
- ・満足度 96.8%



施策	NO.	細施策	分野	評価項目	計画策定時の目標値			R6年度(2024年度)事業実績		出典
					R4 ※策定期実 績	R8	R11	実績値	事業実績説明	
1-1-1	1	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供	高齢	高齢者あんしん相談センターによる地域向け講座の実施回数	2,043回	2,074回	-	2,187回	介護予防教室1,502回 家族介護者教室236回、認知症サポート一養成講座179回、その他教室34回、家族介護支援204回、認知症フォローアップ32回	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-1	2	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供	高齢	協議体開催回数・地域ケア会議開催回数	協議体:435回 会議:220回	協議体:437回 会議:223回	-	協議体:46回 会議:271回	はちおうじ人生100年サポート企業への協議体及び第2層生活支援コーディネーターが開催する協議体数:46回 高齢者あんしん相談センターが開催した地域ケア会議:271回	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-1	3	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供	障害	障害者に対して理解や配慮をしている市民の割合	68.1%	80.0%	80.0%	73.7%		八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1-1-1	4	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供	子ども	子育て講座実施数	1,926回	-	-	2,448回	概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に集い、相互交流を行う場である「親子つどいの広場」を設置し、それぞれの広場にて子育てに関する講座を実施。	八王子市子ども・若者育成支援計画
1-1-1	5	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供	子ども	若者が対象となる生涯学習講座の数	10講座	20講座	20講座	14講座	青少年講座を実施 受講者数 160名	八王子市子ども・若者育成支援計画
1-1-1	6	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供	地域福祉等	地域の課題を知っている市民の割合	30.0%	35.0%	40.0%			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-1	7	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供	地域福祉等	地域活動の内容や参加の方法がわからない人の割合	20.0%	18.3%	17.0%			地域福祉計画策定に伴う意識調査
1-1-1	8	地域住民が地域生活課題などを知る「学びの機会」の提供	地域福祉等	地域共生のまちづくり推進フォーラム等の参加人数	270人/年	400人/年	500人/年	206人/年	社会問題の一つである「ヤングケアラー」をテーマに、平成ノブシコブシ 徳井健太氏の基調講演からはじまり、パネルディスカッションをおこなった。参加者は206名。	事業実績
1-1-2	1	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化	高齢	住民主体による介護予防・生活支援サービス提供団体数	43団体	56団体	-	46団体	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う掃除や買い物といった多様な生活支援の活動を支援する。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-2	2	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化	高齢	認知症支援「チームオレンジ」のチーム数	5チーム	21チーム	-	8チーム	新たに中野、南大沢、もとはち南圏域でチームオレンジが結成	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-2	3	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化	障害	障害者センター養成講座受講者数	11人	80人	80人	38人	年3回実施。令和6年度はうち1回が台風の影響により中止。今後は回数を増やすことや、市役所本庁舎以外での開催も検討していく。	八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1-1-2	4	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化	子ども	子育て支援事業(ファミリーサポートセンター)利用件数	1,887件	2,453件	2,642件	2,959件	子育ての手助けが欲しい方(依頼会員)と手助けができる方(提供会員)が会員登録をし、子育てを地域で相互に助け合う活動(相互援助活動)をする。	子ども家庭支援センターより
1-1-2	5	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化	子ども	親子つどいのひろばボランティア活動件数	143件	858件	1,001件	1,080件	概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に集い、相互交流を行う場である「親子つどいの広場」を設置し、また、親子で楽しみながら参加者同士が交流をもつことのできる催しや、子育てに関する講座を開催し、安心して子どもを産み、育てられる地域を目指す。	子ども家庭支援センターより
1-1-2	6	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化	地域福祉等	地域活動への参加経験がある方の割合	52.4%	53.5%	55.0%			地域福祉計画策定に伴う意識調査
1-1-2	7	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化	地域福祉等	ボランティアセンターに登録する登録ボランティアの数	2,061人	2,600人	3,000人	2,192人	入門講座などを実施し、ボランティア活動者の増加を目指した。	ボランティアセンター実績
1-1-2	8	住民主体による地域活動の活性化に向けた取組の強化	地域福祉等	健康づくりセンター養成者数	176人	216人	236人	193人	養成講座やフォローアップ講座を実施し、センターの育成及びスキルアップを行った。	八王子市健康医療計画・経営計画重要指標
1-1-3	1	ボランティアセンター等による多様な参加支援	高齢	てくぱ(ボランティア・ポイント)ボランティア受入機関の数	279機関	315機関	-	279機関	ボランティア活動者に対して、1時間 50 ポイント(※1日2時間上限、51回目以降は1時間10ポイント)のてくぱポイント付与している。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-3	2	ボランティアセンター等による多様な参加支援	地域福祉等	ボランティアセンターでのマッチング件数	182件	250件	300件	175件	ボランティアセンターは、はちまるサポートにおいて施設、市民からの要請に対し、対応した。	ボランティアセンター実績
1-1-3	3	ボランティアセンター等による多様な参加支援	地域福祉等	ボランティアセンターで紹介できる参加先の数	延べ120件	延べ280件	延べ300件	291件	同一施設からの要請が多い傾向にある。新規施設への取り組みが課題	ボランティアセンター実績

施策	NO.	細施策	分野	評価項目	計画策定時の目標値			R6年度(2024年度)事業実績		出典
					R4 ※策定期実績	R8	R11	実績値	事業実績説明	
1-1-3	4	ボランティアセンター等による多様な参加支援	地域福祉等	ボランティアセンターが発信するSNSの登録者数	389人	740人	1,000人	898人	ボランティア募集だけでなく、関連情報の発信を行った。	ボランティアセンター実績
1-1-4	1	多様な主体と連携して解決する「共創」の推進	高齢	介護保険外サービス、ボランティアを利用している高齢者の割合	26.6%	30.0%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-4	2	多様な主体と連携して解決する「共創」の推進	高齢	企業・店舗等の地域ケア会議への参加者数	26人	30人	-	87人	JKK、郵便局、銀行、スーパー、コンビニエンスストア等	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-4	3	多様な主体と連携して解決する「共創」の推進	高齢	コーディネーターと民間企業が連携したイベント等の開催	21回/年	23回/年	-	24件	第2層生活支援コーディネーターが開催している民間企業とのイベントを開催している。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-4	4	多様な主体と連携して解決する「共創」の推進	子ども	大学等と市との連携・協力事業数	154件	208件	244件			八王子市子ども・若者育成支援計画
1-1-4	5	多様な主体と連携して解決する「共創」の推進	地域福祉等	見守り協定を締結した事業者の数	46件	54件	60件	52件	年度末時点における見守り協定を締結した事業者の数を計上	事業実績
1-1-4	6	多様な主体と連携して解決する「共創」の推進	地域福祉等	公民共創の実施件数(福祉分野)	新規	3件	6件	1件	(株)ZIAIと協定を結び、孤独・孤立対策の一つとして、生成AIを活用した、生活の困りごとやお悩みをオンラインで傾聴する、AI傾聴窓口「はちココ」を2月~4月末日まで開設。	未来デザイン2040・八王子市経営計画
1-1-5	1	孤独・孤立対策の強化	高齢	隣近所との付き合いがほとんどない人の割合	13.1%	11.4%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-5	2	孤独・孤立対策の強化	高齢	地域の人に助けてもらう高齢者の割合	36.0%	38.3%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-5	3	孤独・孤立対策の強化	障害	農作業体験参加人数	新規	40人	-	68人	6事業所が参加。	八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1-1-5	4	孤独・孤立対策の強化	子ども	子ども食堂などを実施する団体数	43団体	-	-	54団体	令和6年度は、子ども食堂などを実施する団体数は、立上げ支援講座を実施したこともあり、54団体となりました。	八王子市子ども・若者育成支援計画
1-1-5	5	孤独・孤立対策の強化	地域福祉等	「ひきこもり」の相談ができる窓口の認知度	新規	25.0%	50.0%			新規
1-1-5	6	孤独・孤立対策の強化	地域福祉等	孤独・孤立状態にある本人や家族の居場所や社会参加等の「場」の数	新規	12か所	30か所	0	令和7年度より開設予定。	新規
1-1-5	7	孤独・孤立対策の強化	地域福祉等	孤独・孤立対策支援プラットフォームの数	新規	3か所	6か所	0	令和7年度より開設予定。	新規
1-1-6	1	「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進	高齢	地域の人に助けてもらう高齢者の割合	36.0%	38.3%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-6	2	「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進	高齢	運転ボランティア人数・地域ごとの移動支援提供団体数	23人・23団体	28団体	-	24団体	住民主体による介護予防・生活支援サービス登録団体の担い手が運転者となり、自家用車やレンタカー等を活用して外出付き添いを行う。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-1-6	3	「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進	障害	障害者サポートセンター養成講座受講者数(再掲)	11人	80人	80人	68人	6事業所が参加。	八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1-1-6	4	「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進	地域福祉等	はちまるサポートーの登録人数	10人	115人	210人	118人	計10回はちまるサポートー説明会を開催。R7.3.31時点:累計146人	八王子市経営計画
1-1-6	5	「市民力」「地域力」を活かした地域づくりの推進	地域福祉等	地域づくり推進会議を設置している中学校区数	4校区	→	→	6校区	新たに恩方・加住中学校区に設置	八王子未来デザイン2040
1-2-1	1	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進	高齢	シルバー人材センターの年間受託件数・就業延人数	10,209件 181,472人	10,617件 188,731人	-	10,469件 166,179人	高齢者の就業と社会参加の機会拡大を図っている。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-2-1	2	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進	高齢	てくボ(イベント参加ポイント)参加者	累計6,294人	累計20,000人	-	累計13,880人	イベント参加者に対して、1回10ポイント(※月5回上限)のてくボポイント付与している。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-2-1	3	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進	障害	通所施設での福祉的就労の利用者数(A型作業所・B型作業所)	A型 217人 B型1,658人	A型 305人 B型1,806人	-	38人	年3回実施。令和6年度はうち1回が台風の影響により中止。今後は回数を増やすことや、市役所本庁舎以外での開催も検討していく。	八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1-2-1	4	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進	障害	農作業体験参加人数(再掲)	新規	40人	-			八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1-2-1	5	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進	子ども	就労支援を実施した方のうち、就職が決まった割合	42.9%	-	-	53.8%	ひとり親家庭など、91人に就労支援を行い、49人就職決定した。	八王子市子ども・若者育成支援計画

施策	NO.	細施策	分野	評価項目	計画策定時の目標値			R6年度(2024年度)事業実績		出典
					R4 ※策定期実 績	R8	R11	実績値	事業実績説明	
1-2-1	6	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進	地域福祉等	ボランティアセンターでのマッチング件数(再掲)	182件/年	250件/年	300件/年	898人	ボランティア募集だけでなく、関連情報の発信を行った。	ボランティアセンター実績
1-2-1	7	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進	地域福祉等	ボランティアセンターで紹介できる参加先の数(再掲)	延べ120件	延べ280件	延べ300件	291件	同一施設からの要請が多い傾向にある。新規施設への取り組みが課題	ボランティアセンター実績
1-2-1	8	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進	地域福祉等	重層的支援体制整備事業における参加支援事業のマッチング件数	18件/年	90件/年	150件/年	0件	「参加支援事業におけるマッチング」とは、重層的支援会議の結果、本人が参加すると言つたものしかカウントできず、R6年度の、重層的支援会議の開催実績は1件であり、それに該当しなかつたため、0件とする。	はちまるサポート実績
1-2-1	9	生きがい・やりがいが生まれる社会参加や交流の促進	地域福祉等	健康の維持・推進に心がけている市民の割合(適度な運動)	63.7%	-	70.0%	54.6%	ウォーキングマップの作成および周知を行った。	健康医療計画
1-2-2	1	自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実	高齢	地域包括ケア情報サイトの掲載情報数	2,015件	2,200件	-	2726件	地域活動などの資源情報の掲載数が増加している。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-2-2	2	自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実	高齢	地域資源・ニーズの調査回数	3,573回/年	3,800回/年	-	1266/年	第2層生活支援コーディネーターが日頃地域資源を把握している。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-2-2	3	自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実	障害	八王子農業塾の参加事業者数	2事業所	2事業所	-	68人	6事業所が参加。	八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1-2-2	4	自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実	障害	放課後等デイサービス利用者数	1,370人	1,465人	-			八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1-2-2	5	自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実	地域福祉等	はちまるファームの数	1か所	2か所	3か所	2か所	小比企町・南陽台ファーム	はちまるサポート実績
1-2-2	6	自分らしく社会とつながる多様な居場所の充実	地域福祉等	重層的支援体制整備事業における参加支援事業で紹介できる「つなぎ先」の数	新規	150か所	300か所	10か所	「はちおうじひきこもり居場所マップ」の作成	はちまるサポート実績
1-2-3	1	公共の場や身近な生活空間での“つながり”づくり	高齢	住民主体による通所型サービス提供人数	53講座 38人	96講座 240人	-	77講座 228人	サテライト増設による事業拡大により講座と利用実人数が増加している。現在の会場数は3つであるが、今後も増設を進めていく。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-2-3	2	公共の場や身近な生活空間での“つながり”づくり	高齢	てくポ(イベント参加ポイント)参加者(再)	累計6,294人	累計20,000人	-	累計13,880人	イベント参加者に対して、1回10ポイント(※月5回上限)のてくポポイント付与している。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-2-3	3	公共の場や身近な生活空間での“つながり”づくり	障害	放課後等デイサービス利用者数(再)	1,370人	1,465人	-			八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1-2-3	4	公共の場や身近な生活空間での“つながり”づくり	地域福祉等	はちまるファームの数	1か所	2か所	3か所	2か所	小比企町・南陽台ファーム	はちまるサポート実績
1-2-4	1	誰でもできる“つながり”の普及啓発	高齢	普段会う人から、相談窓口や制度について情報を得ることがあると答えた高齢者の割合	20.8%	24.0%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-2-4	2	誰でもできる“つながり”の普及啓発	子ども	子ども・子育てフォーラム開催	実施	-	-	実施	令和6年度は、「自分らしく等身大の子育てしよう！」をテーマに子ども・子育てフォーラムを開催しました。第1部では、本市子育て応援サポーター・教育委員である田中雅美さんを招き、ご自身の子育て経験についてお話しいただきました。第2部では、初宿市長も参加し、八王子の子育て環境についてトークセッションを行いました。	八王子市子ども・若者育成支援計画
1-2-4	3	誰でもできる“つながり”の普及啓発	地域福祉等	「つながる」ことの効果や重要性を知っている人の割合	新規	30.0%	60.0%			地域福祉計画策定に伴う意識調査
1-2-4	4	誰でもできる“つながり”の普及啓発	地域福祉等	他人との関係が希薄になっていると感じる人の割合	25.7%	22.4%	20.0%			地域福祉計画策定に伴う意識調査
1-2-4	5	誰でもできる“つながり”の普及啓発	地域福祉等	つながりの啓発リーフレット作成・配布数	新規	15,000部	30,000部	1000部	孤独・孤立対策の一環として、リーフレットを作成。	新規・実績
1-2-4	6	誰でもできる“つながり”の普及啓発	地域福祉等	地域共生社会の普及啓発に向けたイベントや講座の開催数(重層的支援体制整備事業)	2回/年	4回/年	6回/年	1回/年	社会問題の一つである「ヤングケアラー」をテーマに、平成ノブシコブシ 徳井健太氏の基調講演からはじまり、パネルディスカッションをおこなった。参加者は206名。	はちまるサポート実績
1-2-5	1	地域福祉を支える「つなぎ手」の充実	高齢	普段会う人から、相談窓口や制度について情報を得ることがあると答えた高齢者の割合	20.8%	24.0%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
1-2-5	2	地域福祉を支える「つなぎ手」の充実	高齢	認知症サポーター(新規サポーター)の数	3,000人	4,000人	-	5,213人	市職員:1046人、企業:53人(第一生命、グルメシティ、スーパー・アルプス等)、学校:2896人	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画

施策	NO.	細施策	分野	評価項目	計画策定時の目標値			R6年度(2024年度)事業実績		出典
					R4 ※策定時実 績	R8	R11	実績値	事業実績説明	
1-2-5	3	地域福祉を支える「つなぎ手」の充実	障害	障害者センター養成講座受講者数(再掲)	11人	80人	80人	38人	年3回実施。令和6年度はうち1回が台風の影響により中止。今後は回数を増やすことや、市役所本庁舎以外での開催も検討していく。	八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1-2-5	4	地域福祉を支える「つなぎ手」の充実	地域福祉等	地域福祉の推進に協力する住民ネットワーク登録人数(はちまるのセンター)(再掲)	10人	115人	210人	118人	計10回はちまるのセンター説明会を開催。R7.3.31時点:累計140人	八王子市経営計画
1-2-5	5	地域福祉を支える「つなぎ手」の充実	地域福祉等	隣近所との付き合いがほとんどない人の割合	13.1%	11.4%	10.0%			地域福祉計画策定に伴う意識調査
1-2-6	1	地域の”つながり”で守る「安全・安心な暮らし」	地域福祉等	避難行動要支援者の個別避難計画の作成率	9.3%	61.0%	100.0%	33.20%	避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成状況より	八王子市経営計画
1-2-6	2	地域の”つながり”で守る「安全・安心な暮らし」	地域福祉等	災害ボランティアリーダーの数	45人	54人	60人	59人	養成講座を実施し、新規22名登録。既存登録者に対し、フォローアップ講座を実施し、資質向上に努めた。	ボランティアセンター実績
2-1-1	1	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり	地域福祉等	モバイル端末を業務に活用している民生委員・児童委員の割合	22.0%	38.0%	50.0%	48.30%	民生委員を対象とした「モバイルPC利用に関するアンケート」(R7.3月実施)回答結果より。	民生委員担当
2-1-1	2	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり	地域福祉等	活動しやすいと感じている民生委員・児童委員の割合	65.0%	70.0%	80.0%			民生委員の活動に関する実態把握等調査
2-1-1	3	民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり	地域福祉等	民生委員・児童委員の1年間の訪問・連絡活動の総件数	42,079件	45,548件	49,302件	43,429件	民生委員のR6年度活動記録報告より。	民生委員担当
2-1-2	1	医療や福祉の専門職と地域の“つながり”づくり	高齢	高齢者あんしん相談センターによる地域向け講座の実施回数(再掲)	2,043回	2,074回	-	2,187回	介護予防教室1,502回、家族介護者教室236回、認知症センター養成講座179回、その他教室34回、家族介護支援204回、認知症フォローアップ32回	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
2-1-2	2	医療や福祉の専門職と地域の“つながり”づくり	地域福祉等	他分野の機関と連携して取り組む仕組みや体制があると感じている福祉関係機関の割合	70.5%	80.0%	90.0%			福祉関係機関職員向け調査
2-1-2	3	医療や福祉の専門職と地域の“つながり”づくり	地域福祉等	専門職による地域向け地域生活課題の深刻化予防に向けた講座の実施件数	新規	75件/年	150件/年			はちまるのサポート実績
2-1-3	1	大学などとのつながりで進める地域福祉	子ども	大学等と市との連携・協力事業数(再掲)	154件	208件	244件			八王子市子ども・若者育成支援計画
2-1-3	2	大学などとのつながりで進める地域福祉	地域福祉等	大学生等の地域福祉計画の認知度	新規	新規取得値の向上	新規取得値の向上			新規
2-1-3	3	大学などとのつながりで進める地域福祉	地域福祉等	「つながる」ことの効果や重要性を知っている人の割合(再掲)	新規	30.0%	60.0%			地域福祉計画策定に伴う意識調査
2-1-4	1	地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保	高齢	福祉のしごと就職フェアの来場者数・就職者数	来場者数68人・就職者数6人	来場者数75人・就職者数15人	-	来場者数84人・就職者数4人	就労希望者と市内介護サービス事業所等をマッチングさせる就職相談会を実施。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
2-1-4	2	地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保	高齢	資格取得支援者数(新規就労者枠)	41件	45件	-	63人(68件)	市内介護保険サービス事業所に勤務する介護職員に対し、資格取得にかかる費用を補助。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
2-1-4	3	地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保	高齢	外国人介護従事者等に対する日本語学習支援事業の受講者数・修了者数	受講者数46人・修了者数34人	受講者数50人・修了者数35人	-	受講者数41人・修了者数18人	市内の介護保険サービス事業所に就労する在日外国人等に対し、介護業務に必要な日本語の語学力を習得する教室を実施。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
2-1-4	4	地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保	障害	障害施設職員の処遇改善加算の取得率	81.0%	85.0%	-	89.0%	処遇改善加算の周知及び事業者の事務負担軽減策等によって、取得率が上昇している。	八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
2-1-4	5	地域生活課題に連携して取り組む専門職の確保	地域福祉等	はちまるのサポート※に配置するCSWの数	26人	31人	36人	29人	実績による	第4期八王子市地域福祉計画
2-2-1	1	多機関連携の強化による専門職の有効活用	地域福祉等	多機関協働事業の実施拠点数	1か所	4か所	6か所	1か所	実績による	第4期八王子市地域福祉計画
2-2-1	2	多機関連携の強化による専門職の有効活用	地域福祉等	福祉関係機関の支援会議(又は重層的支援会議)の認知度	88.9%	92.4%	95.0%			福祉関係機関職員向け調査
2-2-2	1	専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化	高齢	高齢者あんしん相談センター職員によるアウトリーチ件数	15,883件	19,581件	-	13,220件	高齢者あんしん相談センター職員分13,220回	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
2-2-2	2	専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化	高齢	通いの場へのアウトリーチ回数・参加者数(高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施ほか)	24回・240人	50回・500人	-	37回・延べ629人	リハビリテーション専門職のアウトリーチによる通いの場への助言等を行う。(一体的の実施におけるリハ職のポピュレーションアプローチも実施)	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
2-2-2	3	専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化	障害	保育所等訪問支援事業所数	8事業所	12事業所	-	11事業所	年1増の目標に対して2増を達成し、順調に増加している。	八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

施策	NO.	細施策	分野	評価項目	計画策定時の目標値			R6年度(2024年度)事業実績		出典
					R4 ※策定期実績	R8	R11	実績値	事業実績説明	
2-2-2	4	専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化	地域福祉等	CSWのアウトリーチ支援件数(総件数)	1,723件/年	1,881件/年	2,000件/年	3,982件/年	支援が届いてない方へ支援を届けたり、支援拒否等本人との信頼関係の構築へのアプローチ	はちまるサポート実績
2-2-2	5	専門職との連携によるアウトリーチ支援体制の強化	地域福祉等	CSWのアウトリーチ支援件数(専門職と同行した件数)	新規	新規取得値の向上	新規取得値の向上	64件	実施日数 (回数)32日(64回)☒	はちまるサポート実績
2-2-3	1	福祉関係者などとの分野横断的な“つながり”強化	高齢	認知症にかかる多様な職種や機関と連携協働が図られていると感じる事業所の割合	60.4%	69.5%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
2-2-3	2	福祉関係者などとの分野横断的な“つながり”強化	高齢	全ての場面(日常的・入退院時・急変時・看取り)で、医療側と情報・意識共有がスムーズに行われていると感じるケアマネジャーの割合	33.9%	38.0%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
2-2-3	3	福祉関係者などとの分野横断的な“つながり”強化	子ども	子ども家庭支援ネットワーク中学校区分科会の開催校数	34校	-	-	75か所	令和7年度より細分化し、保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校等にそれぞれ訪問し、所属児童や分科会を実施していく形へ変更。子どもを取り巻く社会環境についての情報共有を図る。 ・保育園、幼稚園、こども園等…143園 ・小学校…70校 ・中学校…38校 ・義務教育学校…1校	八王子市子ども・若者育成支援計画
2-2-3	4	福祉関係者などとの分野横断的な“つながり”強化	地域福祉等	他分野の機関と連携して課題に取り組む仕組や体制があると感じている福祉関係機関の割合	70.5%	80.0%	90.0%			地域福祉計画策定に伴う意識調査
2-2-3	5	福祉関係者などとの分野横断的な“つながり”強化	地域福祉等	福祉関係機関向けシンポジウム等の開催	新規	1回/年	1回/年	1回		市シンポジウムの実績
2-2-4	1	相談対応力を向上する機会の充実	高齢	高齢者虐待防止研修参加者(ケアマネジャー、介護従事者向け)	324人	373人	-	1643人	包括向け基礎編、包括向け応用編、訪問事業所向け、ケアマネジャー向け、人所事業所向け、通所事業所向けの計6回実施	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
2-2-4	2	相談対応力を向上する機会の充実	子ども	児童虐待防止に関する研修の実施	実施	-	-	10回	外部講師を招致し、研修を実施。	八王子市子ども・若者育成支援計画
2-2-4	3	相談対応力を向上する機会の充実	地域福祉等	分野横断的な福祉関係機関の研修会や講座の開催	10回/年	20回/年	30回/年	4回	ひきこもり支援部会事例検討会2回、CSW・SSW研修会1回、ケアマネ研修1回	多機関研修の実績
2-2-5	1	福祉人材の育成	地域福祉等	分野横断的な福祉関係機関の研修会や講座の開催(再掲)	10回/年	20回/年	30回/年	4回	ひきこもり支援部会事例検討会2回、CSW・SSW研修会1回、ケアマネ研修1回	多機関研修の実績
2-2-5	2	福祉人材の育成	地域福祉等	福祉関係者の重層的支援体制整備事業の認知度	88.7%	92.3%	95.0%			福祉関係機関職員向け調査
2-2-5	3	福祉人材の育成	地域福祉等	地域共生社会を目指した福祉分野横断的な検討プロジェクトの設置	新規	→	→	未実施		新規
3-1-1	1	多様な媒体を活用した情報提供	高齢	「介護保険サービス以外」の支援・サービスが身近にない、知らない高齢者の割合	15.6%	13.8%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
3-1-1	2	多様な媒体を活用した情報提供	高齢	地域包括ケア情報サイトの閲覧数	6,061回/月	6,400回/月	-	6674/月	地域活動などの資源情報を一括で管理するサイトの運営し、運営元より毎月月報で閲覧数を確認している。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
3-1-1	3	多様な媒体を活用した情報提供	子ども	子育て情報サイトの開設	実施	-	-	実施	令和6年度も引き続き子育て応援サイトのイベントページでは、サイトの活用を広げ呼びかけ、イベント・講座情報を充実しました。	八王子市子ども・若者育成支援計画
3-1-1	4	多様な媒体を活用した情報提供	子ども	ひとり親家庭へのメールマガジンの登録者数	2,226人	-	-	2,291人	登録者に対し、27回メールマガジンを配信し、様々な支援情報を提供した。	八王子市子ども・若者育成支援計画
3-1-1	5	多様な媒体を活用した情報提供	地域福祉等	誰に相談すればよいか分からない人の割合(相談先が分からない)	13.3%	11.4%	10.0%			地域福祉計画策定に伴う意識調査
3-1-1	6	多様な媒体を活用した情報提供	地域福祉等	バリアフリー・マップの認知度	新規	15.0%	30.0%	0%	バリアフリー・マップ未作成	地域福祉計画策定に伴う意識調査

施策	NO.	細施策	分野	評価項目	計画策定時の目標値			R6年度(2024年度)事業実績		出典
					R4 ※策定時実 績	R8	R11	実績値	事業実績説明	
3-1-2	1	福祉情報のわかりやすい発信	障害	点字広報発行数	833部	900部	-			八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
3-1-2	2	福祉情報のわかりやすい発信	障害	声の広報発行数	2,757部	3,000部	-			八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
3-1-2	3	福祉情報のわかりやすい発信	子ども	多言語化に対応した子育てガイドブックの作成	実施	-	-	実施	多言語対応アプリ「カタログポケット」を活用し、「子育てガイドブック」を9か国語に翻訳しました。	八王子市子ども・若者育成支援計画
3-1-2	4	福祉情報のわかりやすい発信	地域福祉等	福祉サービスの制度や仕組みの分かりやすさ(指標再掲)	9.3%	21.1%	30.0%			地域福祉計画策定に伴う意識調査
3-2-1	1	はちまるサポートの機能強化	地域福祉等	はちまるサポートの整備数	13か所	14か所	15か所	13か所	13か所のはちまるサポートを委託により運営し、令和6年度ははちまるサポート台町を八王子駅南口事務所へ移転した	第4期八王子市地域福祉計画
3-2-1	2	はちまるサポートの機能強化	地域福祉等	地域福祉の基盤づくりを行う基幹型はちまるサポートの数	新規	3か所	6か所	2箇所		第4期八王子市地域福祉計画
3-2-1	3	はちまるサポートの機能強化	地域福祉等	CSWによるアウトリーチ支援の件数(再掲)	1,723件/年	1,881件/年	2,000件/年	3,928件	支援が届いてない方へ支援を届けたり、支援拒否等本人との信頼関係の構築へのアプローチ	はちまるサポート実績
3-2-2	1	複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化	地域福祉等	多機関協働事業の相談件数	10件/年	35件/年	60件/年	14件/年	支援会議：16回 重層的支援会議：1回	はちまるサポート実績
3-2-2	2	複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化	地域福祉等	DXの推進による相談支援関連の様式やシステムの共通化	新規	方針決定	実施	実施	株ZIAIと協定を結び、孤独・孤立対策の一つとして、生成AIを活用した、生活の困りごとやお悩みをオンラインで傾聴する、AI傾聴窓口「はちココ」を2月～4月末日まで開設。	新規
3-2-2	3	複雑化・複合化した地域生活課題に対応する支援スキームの共通化	地域福祉等	分野横断的な福祉関係機関の研修会や講座の開催(再掲)	10回/年	20回/年	30回/年	4回	ひきこもり支援部会事例検討会2回、CSW・SSW研修会1回、ケアマネ研修1回	多機関研修の実績
3-2-3	1	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	高齢	「今後の住まいについて不安を感じていない」と回答した高齢者の割合	28.6%	31.1%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
3-2-3	2	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	高齢	認知症になっても地域で幸せに暮らせると思う方の割合	11.2%	18.0%	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
3-2-3	3	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	障害	基幹型相談支援センターの設置数	新規	1か所	-	0か所	R7年4月設置に向けて準備した	八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
3-2-3	4	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	障害	障害者(児)のセルフプランの作成率	障害者50.9%・障害児83.5%	障害者46.9%・障害児81.5%	-	障害者47.2%・障害児85.2%	成人は、相談支援事業所に繋がる人数が増えておりセルフプラン率も低下している。児童については、計画相談契約者はほぼ横ばいとなっているが、サービスを利用する人数が増加しているためセルフ率が増加している。	八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
3-2-3	5	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	障害	移動支援利用者数・延利用時間数	638人・73,817時間	761人・88,028時間	-			八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
3-2-3	6	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	子ども	若者総合相談センターの利用件数	2,706件	-	-	3,635件	センターの周知が進み、利用件数は増加傾向にある。	八王子市子ども・若者育成支援計画
3-2-3	7	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	地域福祉等	「ひきこもり」の相談ができる窓口の認知度	新規	25.0%	50.0%			新規
3-2-3	8	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	地域福祉等	移動手段が限られていて外出が難しいと感じている方の割合	7.6%	7.3%	7.0%			地域福祉計画策定に伴う意識調査
3-2-3	9	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	地域福祉等	生活保護利用者に対する受診勧奨通知件数	513件	1,517件	1,342件	1,483件	実績値内訳 【健診未受診者への勧奨】1,346件 【医療機関受診の勧奨】137件	八王子市経営計画
3-2-3	10	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	地域福祉等	市民後見人の登録者数	37人	50人	60人	33人	養成基礎講習会を開催。 修了者7名(次年度以降登録予定)	第4期八王子市地域福祉計画
3-2-3	11	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	地域福祉等	成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数	13回	23回	30回	13回	講演会2回開催 参加人数 計36名 学習会11回開催 参加人数 計191名	第4期八王子市地域福祉計画
3-2-3	12	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	地域福祉等	就労支援による就労決定率	42.3%	54.7%	64.0%	37.7%	実績による	八王子市経営計画
3-2-3	13	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	地域福祉等	生活保護家庭における中学校卒業者の進学率	0.966	現状値以上	現状値以上	90.6%	実績による	八王子市経営計画

施策	NO.	細施策	分野	評価項目	計画策定時の目標値			R6年度(2024年度)事業実績		出典
					R4 ※策定期実 績	R8	R11	実績値	事業実績説明	
3-2-3	14	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	地域福祉等	生活保護利用世帯の中学生のうち無料学習教室の参加率	21.6%	26.4%	30.0%	26.3%	実績による	八王子市経営計画
3-2-3	15	自分らしい生活を継続する支援へのつなぎと環境整備	地域福祉等	生活困窮者の新規相談受付件数	2,712件	3,160件	3,500件	3,411件	実績による	
3-2-4	1	民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築	高齢	てくポを通じた市場サービスの利用者件数	16,461件	100,000件	-	0件	令和6年度はこれまでの試行実施の結果を検証し、令和7年度の実施に向けたスキーム構築に注力したため、実績値は0となっている。	八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
3-2-4	2	民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築	高齢	ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス支援事業の参加者数	新規	11件	-			八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
3-2-4	3	民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築	子ども	子育て応援企業の登録数	187事業所	-	-	159事業所	令和6年度は、活動状況を確認し、精査を行ったことで、事業所数は減少しましたが、12事業所の新規登録がありました。	八王子市子ども・若者育成支援計画
3-2-4	4	民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築	地域福祉等	ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス相談件数(福祉分野のみ)	新規	8件	15件			八王子市経営計画
3-2-4	5	民間事業者が地域生活課題解決の担い手になるしくみの構築	地域福祉等	公民共創の実施件数(福祉分野)(再掲)	新規	3件	6件	1件	(株)ZIAIと協定を結び、孤独・孤立対策の一つとして、生成AIを活用した、生活の困りごとやお悩みをオンラインで傾聴する、AI傾聴窓口「はちココ」を2月～4月末日まで開設。	未来デザイン2040・八王子市経営計画
3-2-5	1	社会福祉法人との連携による地域福祉の推進	地域福祉等	社会福祉法人と連携した地域生活課題への取組件数(はちまるサポートとの連携)	新規	3件	6件			はちまるサポート実績
3-2-6	1	地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実	地域福祉等	包括的な地域福祉ネットワーク会議開催回数	2回/年	3回/年	4回/年	2回/年	令和6年度は8月、2月の計2回開催し、関係機関と分野横断的に情報共有等を実施した。	実績
3-2-6	2	地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実	地域福祉等	包括的な地域福祉ネットワーク会議の部会の立ち上げ数	2部会	4部会	5部会	2部会	ひきこもり支援部会、移動支援部会	実績
3-2-6	3	地域福祉を推進する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」の充実	地域福祉等	福祉関係機関の重層的支援体制整備事業の認知度(再掲)	88.7%	92.3%	95.0%			福祉関係機関職員向け調査
3-2-7	1	効果的なサービス運用に向けた評価	高齢	EBPMプラットフォーム構築と連動した事業の試行実施	→	→	→	未実施		八王子市高齢者計画・第9期介護保険事業計画
3-2-7	2	効果的なサービス運用に向けた評価	地域福祉等	重層的支援体制整備事業の効果をデータ活用して評価するしくみの構築(証拠に基づく数値評価)	→	→	→	未実施		新規

※網掛け部分の箇所は、各所管の調査時期が本調査に間に合わなかったもの。

# 地域福祉計画推進の方向性について (国の方向性を踏まえた再構築の検討)

令和7年(2025年)5月19日  
地域福祉専門分科会  
福祉部 福祉政策課

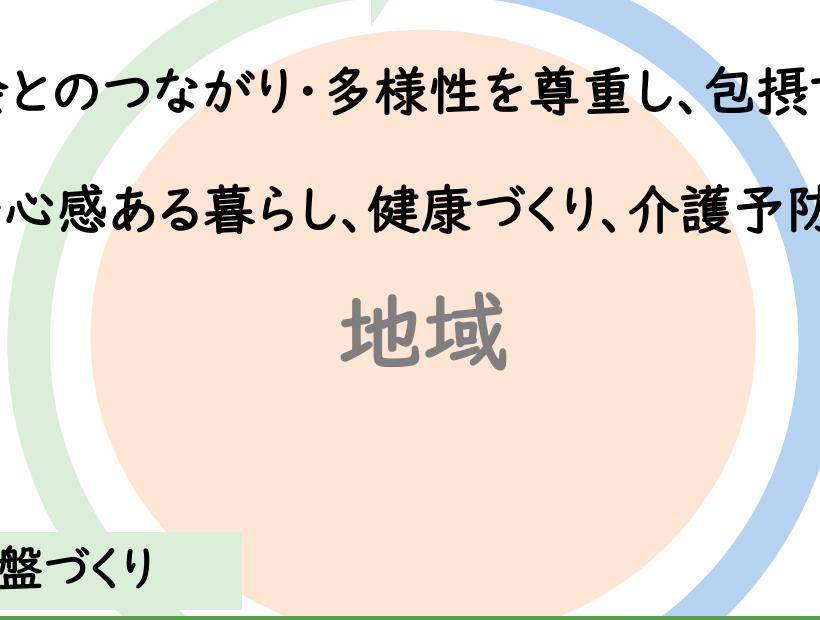
# 地域共生社会を目指すとは～国資料より～ (どんな取組を進めると「共生社会」になるか)

## ① すべての人の生活の基盤づくり

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

居場所づくり・社会とのつながり・多様性を尊重し、包摂する地域文化

生きがいづくり、安心感ある暮らし、健康づくり、介護予防、ワークライフバランス



地域

## ② 社会・経済活動の基盤づくり

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

社会経済の担い手輩出、地域資源の有効活用、経済価値の創出

就労・社会参加の場や機会の創出、多様な主体による暮らし支援への参画

# 地域共生社会の実現に向けた取組（事業の関係性）

## 地域共生社会の実現（第4条第1項）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

## 地域福祉の推進

（第4条第2項）

## 地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取り組み

（第4条第3項）

## 包括的な支援体制の整備

（第106条の3）

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制（※）の整備に努めることを義務づけ

（※）地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

## 重層的支援体制整備事業

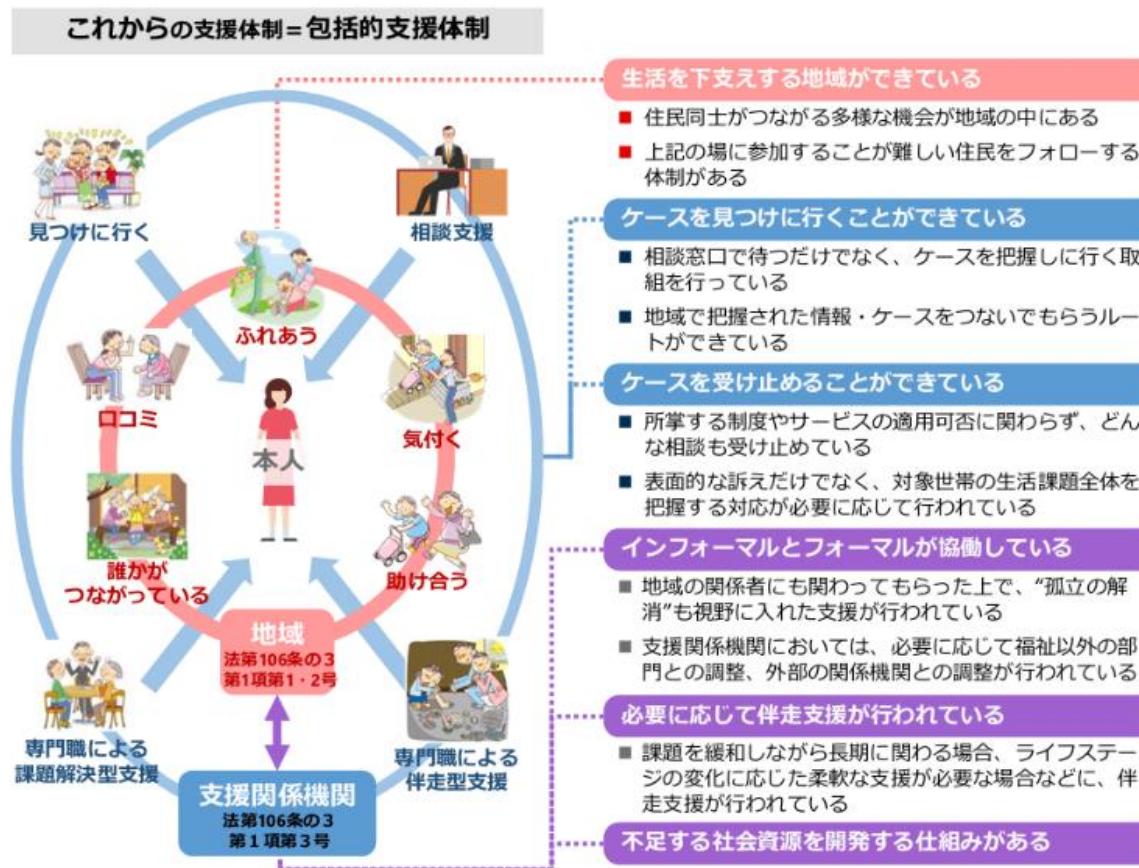
（第106条の4）

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業  
(任意事業：全国346箇所)

# ① すべての人の生活の基盤づくり (包括的な支援体制の充実にむけて)

## 支え・支えられる関係の循環 ~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~

地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行う環境整備



重層的支援体制整備事業を活用して推進

「包括的な支援体制」の達成を目指した  
更なる充実が必要

出典) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「「包括的な支援体制」の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかつたという人へのガイドブック」  
(令和5年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」)

# 包括的な支援体制に向けた現状確認 (主なもの…地域、住民、サービスの“つながり”があるか)

評価項目	R5	計画目標値
はちまるサポートの認知度	11.4%	50%
民生委員・児童委員の認知度	58.6%	70%

各種支援の  
認知度

評価項目	R5	計画目標値
地域の課題を知っている市民の割合	30%	40%
地域活動への参加経験がある方の割合	52.4%	55%
居場所があると感じている市民の割合	59.8%	75%

学び・参加の  
機会

評価項目	R5	計画目標値
地域に人と人とのつながりがあると感じている市民の割合	28.4%	60%

“つながり”的  
意識

評価項目	R5	計画目標値
活動しやすいと感じている民生委員・児童委員の割合	65%	80%
他分野の機関と連携して取り組む仕組みや体制があると感じている福祉関係者の割合	52.4%	90%

活動支援・  
連携

# 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整理について (R7.3.12社会・援護局関係主管課長会議資料)

## (1) 現状

- 令和6年6月から実施している「地域共生社会の在り方検討会議」にて、包括的な支援体制の整備／重層的支援体制整備事業に関し、
  - ・ 包括的な支援体制の整備が全ての市町村に努力義務として規定されているものであって、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備のための手段の1つである中で、事業の実施自体が目的化していること
  - ・ 同体制の整備・同事業の実施にあたり、組織的な検討や、地域資源・ニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合があることが論点とされていることは、先般の令和6年度全国厚生労働関係部局長会議で示したとおりである。
- また、包括的な支援体制の整備を行うための手段として、重層的支援体制整備事業が効果的に機能しているか（同事業に対する交付金が効果的に活用されているか）等の観点から、財務省において予算執行調査が行われ、令和6年6月に結果が公表されたところ。
- 同調査では、多機関協働事業等について以下の指摘がなされ、同事業の令和7年度予算案額について、約10億円の減額が行われている。
  - ・ 同事業の支援実績が0件の市町村があったほか、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていた。
  - ・ 2割程度の市町村が、事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握していなかった。
  - ・ 8割程度の市町村が、同事業の成果を把握するための定量的な目標を設定していなかった。

## (2) 令和7年度以降の取組

- 検討会議の論点や予算執行調査での指摘等を踏まえ、次年度以降、以下の取組を行うこととする。（概要は22～26頁参照）

① 包括的な支援体制の整備の考え方の提示	・ 人口減少社会において、包括的な支援体制の整備を行うことの必要性、体制整備という目的に照らして手段を選択することの重要性、地域福祉計画の活用を含め、整備に係る考え方の提示 等
② 重層的支援体制整備事業の適切な運用	・ 既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村も含め、実施の必要性の確認 ・ 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し ・ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表／支援実績件数が少ない場合の状況確認 ・ 多機関協働事業等の実施要綱における取扱の明確化（スタートアップに係る支援であることの明確化、多機関協働事業の原則委託禁止、継続的支援事業・参加支援事業の適切な運用） 等
③ 重層事業への移行準備事業の適切な運用	・ 重層的支援体制整備事業の実施にあたり必要なプロセスを踏んでいるか等の確認の徹底 等
④ 都道府県による後方支援の強化	・ 市町村が目的に照らして手段を選択できるようにするための支援／市町村のニーズを踏まえた支援を行っているかの確認等を含めた、都道府県による後方支援策の強化 等
⑤ 市町村の管理職／都道府県への研修	・ 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備手法、政策立案力向上等に係る研修の実施

# 重層的支援体制整備事業のより中長期的な在り方

- 現在、厚生労働省の「地域共生社会の在り方検討会議」において、重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方の議論と並行して、身寄りのない高齢者等への対応など、各分野共通の課題についての議論が行われている。
- また、多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、現状、事業開始直後の対応として、多機関協働事業者が既存の支援関係機関等の役割分担を行い、支援プランを決定している。今後の制度の在り方・発展については、持続性の観点も踏まえ検討する必要がある。
- このため、多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする制度の方向性を検討すべき。その際、各分野にまたがる課題への対応がなされる場合は、各分野の役割分担に応じた費用分担を求めることが検討すべき。

## ◆地域共生社会の在り方検討会議での議論の視点

- ①地域共生社会の実現に向けた取組について
- ◆包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について
  - ・包括的支援体制整備と重層事業の関係性
  - ・包括的支援体制整備における都道府県の役割
- ◆重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について
  - ・重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計
  - ・生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係
- ◆分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について
  - ・福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
  - ・災害時の被災者支援との連携

(出所) 第一回地域共生社会の在り方検討会議（令和6年6月27日）

(注)「地域共生社会の在り方検討会議」では、②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応、③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実等についても議論。

## ◆多機関協働事業による体制構築（イメージ）

### 多機関協働事業開始直後の対応



### 多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応



# 本当にそうかな？重層的支援体制整備事業（一部抜粋）

## ～手段が目的かしていませんか？～

<input checked="" type="checkbox"/>	重層的支援体制整備事業は、社協に委託しているから大丈夫。
<input type="radio"/>	<p>事業如何以前に、包括的な支援体制の整備に係る努力義務は「市町村」に課されている。 まずは、市町村が先頭にたって、全ての関係者とともに包括的な支援体制をどのように整備するかを検討すべき。</p> <p>⇒ 社協に「丸投げ」していて、市町村が自身の言葉で包括的な支援体制をどのように整備していくか語ることができなければ、努力義務を果たしたことにはならない。</p> <p>Cf) 地域福祉計画の策定、重層的支援体制整備事業実施計画の策定… 社協に限らず、シンクタンクに／有識者に、「丸投げ」していることはないか。 シンクタンクも有識者も、自分たちの地域での暮らしに責任を持っているわけではない。最後は「自分たちで」考える。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	重層的支援体制整備事業の「好事例」がほしい。
<input type="radio"/>	<p>重層的支援体制整備事業の「好事例」は「ない」。</p> <p>⇒ 目的も分からず、手段だけ真似しても効果はない。</p> <p>⇒ 他市町村の事例を知って、「うちには○○がないから、△△がないからできない」と思うのは当たり前。市町村ごとに状況は異なる。 大事なことは、「このまちに何があるか、誰がいるのか、自分たちのまちで何が必要なのか・何がしたいのか」</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。
<input type="radio"/>	<p>本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？</p> <p>⇒ これまで、既存窓口では、対象者以外から相談があつたら適切な窓口を案内していたはず。 高齢者とひきこもりの子の世帯があつたら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」ことはないのでは？</p> <p>⇒ 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくても対応できる。</p> <p>⇒ またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするのは極めて困難。 かえって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。</p>
<input checked="" type="checkbox"/>	複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。
<input type="radio"/>	<p>まずは、既存窓口で対応することが前提。</p> <p>⇒ 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。 人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。</p> <p>⇒ 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。 新たな「縦割り」を生み出したいわけでもない。基本的には支援対象者本人に直接接觸しない。</p> <p>= いざれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。</p> <p>= 多機関協働事業者につなぐべきケースは何なのかを関係者間で考え15ースを減らしていくという意識が大切。</p>

# 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し

- 財務省の予算執行調査の結果や、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料において示した、多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果を踏まえ、下表のとおり交付基準額の見直しを行うこととする。
- なお、この交付基準額は、多機関協働事業等の実施状況や実施効果等にあわせ、次年度以降も必要に応じて見直しを行う予定。

(単位：千円)

市町村人口規模 (※)	交付基準額	
	令和6年度まで	令和7年度から
1万人未満	25,300	15,000
1万人以上～3万人未満	28,000	18,000
3万人以上～5万人未満	31,000	21,000
5万人以上～10万人未満	33,800	25,000
10万人以上～20万人未満	42,000	30,000
20万人以上～30万人未満	50,500	35,000
30万人以上～40万人未満	56,000	40,000
40万人以上～50万人未満		50,000
50万人以上	61,800	55,000

(※) 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(※) このほか、重層的支援体制整備への移行準備事業の補助基準額についても、あわせて見直しを行う。

# 重層的支援体制整備事業の明確化

## (R 7. 3 国会議資料)

委託ではなく直営で実施

### 1. 多機関協働事業

○ 多機関協働事業は、以下を目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものであることを踏まえ、包括的な支援体制の整備主体である市町村が、責任を持って自ら実施することを原則とする。

- ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
- ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと
- ・ これらを通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援すること

※ ただし、令和7年度にあっては、経過措置として、一定の要件を満たす場合には、委託を行うことも可能とする。

### 2. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業／参加支援事業

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業は、多機関協働事業に繋がったケースのうち、「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人」「既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人」のためと、これまで各市町村で実施してきた事業等では対応できない者を想定した「支援体制を整備」することを目的としている。

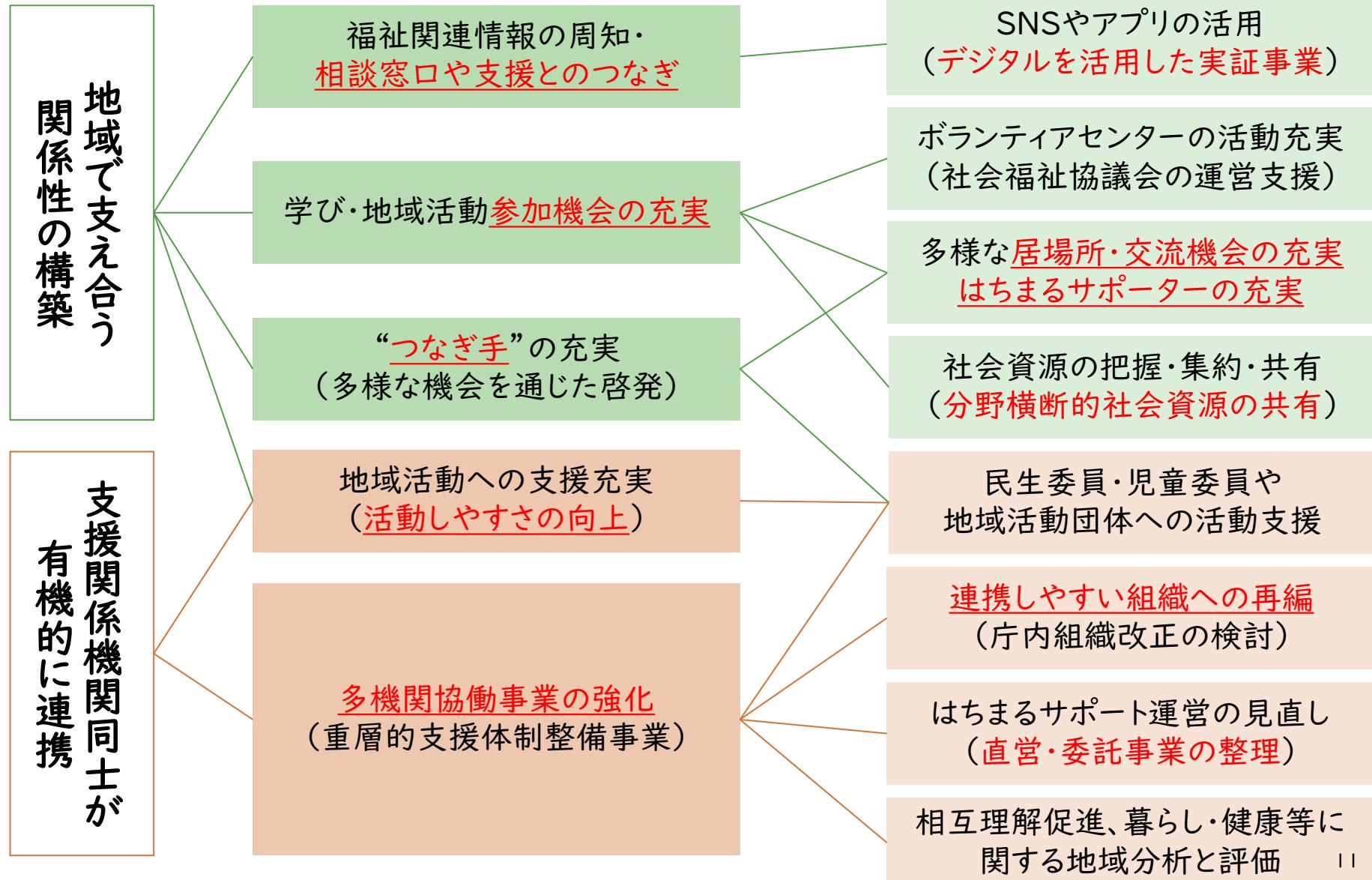
○ この目的に照らし、以下の場合に該当する市町村に対しては、両事業に要する費用に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付にあたり、査定を行う場合があることに留意されたい。

- ・ 「既存制度や事業（生活困窮者自立支援制度やひきこもり支援事業等）により対応できる者」を対象とした「支援」を行っている場合
- ・ 参加支援事業において、重層的支援会議を経ずに同事業が利用できる体制となっている場合
- ・ 参加支援事業における支援メニューを作成する際、地域のあらゆる社会資源を把握しその活用を検討しないまま、単に新たな「居場所づくり」を行っている場合
- ・ その結果、これまで各市町村が実施してきた事業等に要する費用を両事業に要する費用へと移し替えたり、両事業の対象者として適当ではない者に要する費用が両事業に要する費用に含まれている場合

既存の福祉サービスで対応できない人に対する支援

# 支え・支えられる関係の循環に向けて

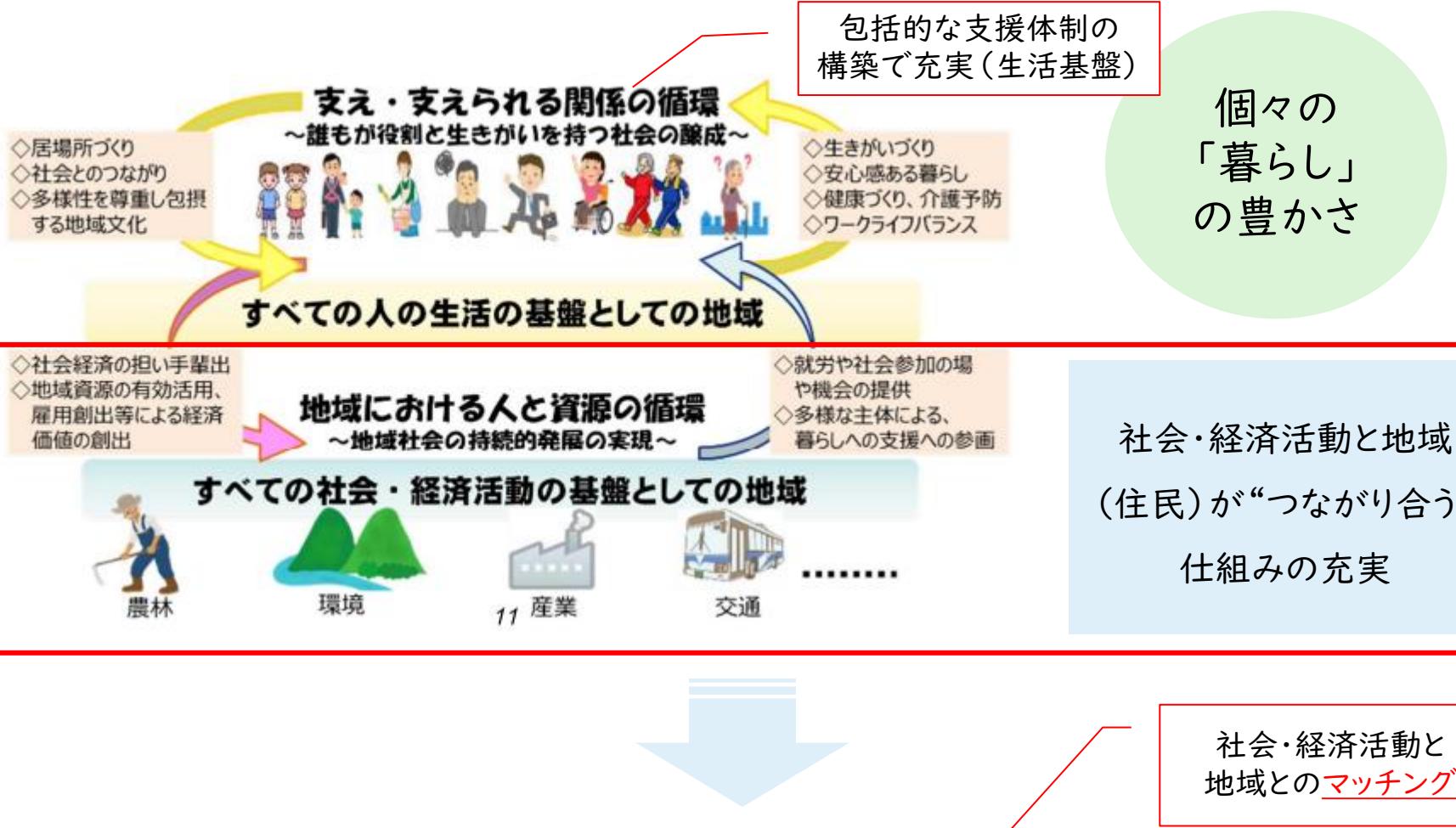
## (①すべて人の生活の基盤づくり…中期的な取組の方向性)



## ② 社会・経済活動の基盤づくり

(地域で「人」と多様な「資源」が循環する仕組みづくりに向けて)

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～



住民の暮らしを支え、社会・経済活動を住民が支える地域（基盤）

# 多様な主体による活動の現状確認

(主なもの…社会・経済活動と地域(住民)との“つながり合い”あるか)

評価項目	R5	計画目標値
就労支援による就労決定率	42.3%	64%

住民の“力”を  
社会に還元する  
取組

評価項目	R5	計画目標値
見守り協定を締結した連携・協力事業者数	46件	60件
公民共創の実施件数	新規	6件
孤独・孤立状態にある本人や家族の居場所や社会参加の「場」の数	新規	30か所

民間と連携  
した地域生活  
課題の解決に  
向けた取組

評価項目	R5	計画目標値
SB・CB相談件数 (福祉分野)	新規	15件

評価項目	R5	計画目標値
社会福祉法人と連携した地域生活課題への取組件数	新規	6件

# 官民連携による人と社会をつなげる共創プロジェクト (官民連携による「孤独・孤立対策」の推進)

## 地域における人と資源の循環 ~地域社会の持続的発展の実現~

### ◆新たな「自分」と「仲間」をみつける居場所の整備

- ・交流・参加・学びと福祉が一体的に提供される拠点を整備(人の流れがある場所)
- ・孤独・孤立状態の方が社会とつながりやすくなる様々な取組を民間との共同運営で実施
  - ① 民間主体による、多様な交流、社会参加、学び、経験機会の提供
  - ② e-スポーツを通じたコミュニティ×健康づくり(居場所の呼び水として実施)
- ・個々の「興味」を通じて居場所で交流し、知識や経験、社会とつながりを獲得する

### ◆潜在的な地域の「力」を社会に還元(中長期的な展開)

- ・居場所を通じて潜在的な「人財」を発見し、求めている地域や企業などとマッチング
  - ① ひきこもり当事者や孤独状態の学生、主婦、高齢者と活動をつなぐ
  - ② 地元企業の魅力を伝えるワークショップ等を開催し、興味・関心をもつ
- ・e-スポーツの開催を支援する講師を養成し、市の施設やイベント等に派遣

### ◆福祉専門職による相談窓口の運営

- ・居場所内に、はちまるサポート(福祉総合相談窓口)サテライトを設置
- ・心身や生活のサポートをしつつ、暮らしの安定に向けた早期支援を提供

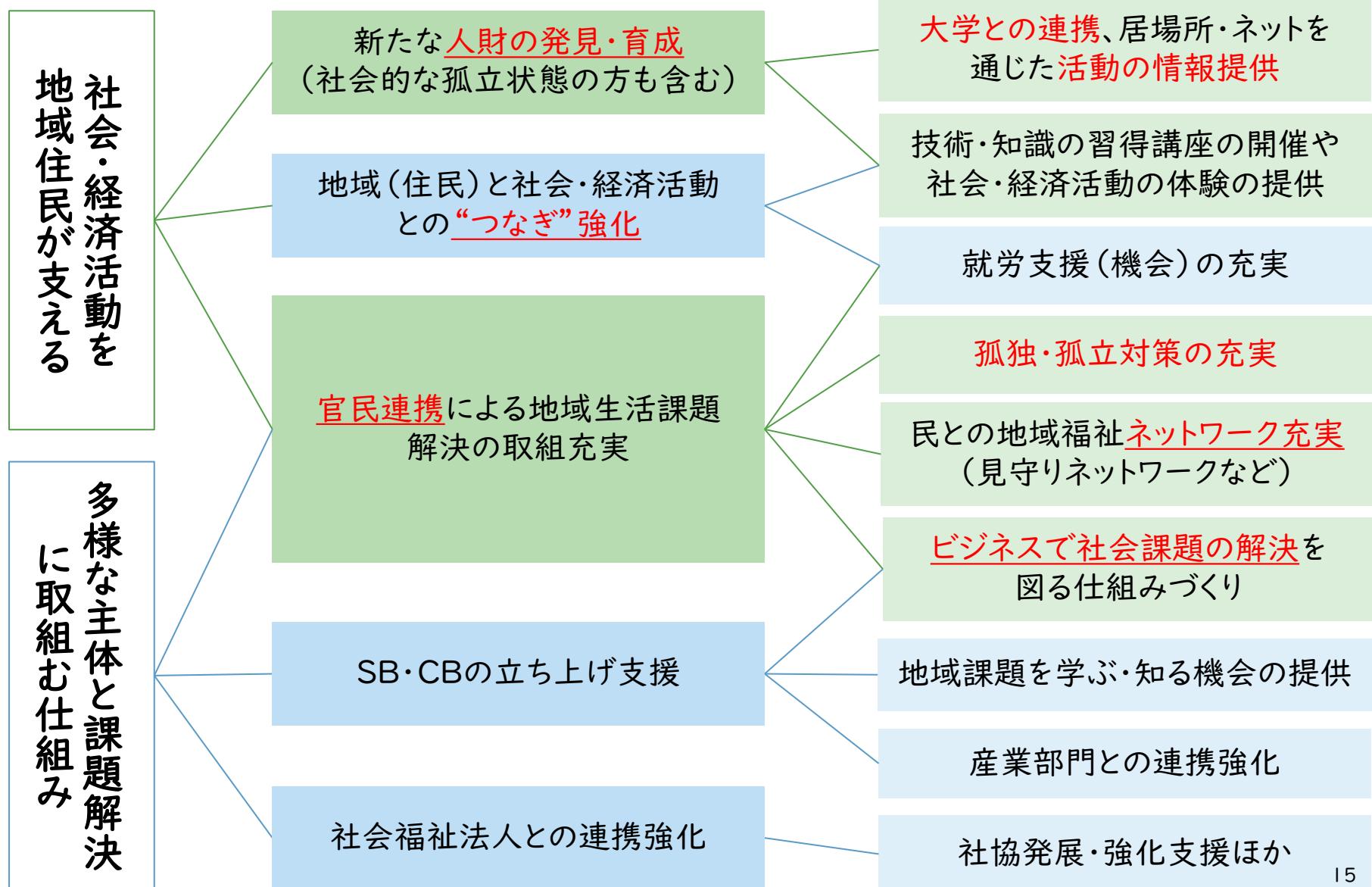
### 人と地域を結ぶ、“つながり”創出の拠点

スケジュール	令和7年度	令和8年度	令和9年度
拠点の整備	設計・ワークショップ 施設整備	施設整備	デジタルコンテンツ充実
居場所運営	e-スポーツ等開催×相談支援	人財マッチング	運営の自主化



※課題を抱える住民とつながりやすくなる手段を持つ事業者の参画を推進

# 地域における人と社会・経済資源の循環に向けて (中期的な取組の方向性)



# 第2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

## (1) 現状

- 令和6年6月から実施している「地域共生社会の在り方検討会議」にて、包括的な支援体制の整備／重層的支援体制整備事業に関するものについて、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備のための手段の1つである中で、事業の実施自体が目的化していること
- ・ 同体制の整備・同事業の実施にあたり、組織的な検討や、地域資源・ニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合があること
- が論点とされていることは、先般の令和6年度全国厚生労働関係部局長会議で示したとおりである。
- また、包括的な支援体制の整備を行うための手段として、重層的支援体制整備事業が効果的に機能しているか（同事業に対する交付金が効果的に活用されているか）等の観点から、財務省において予算執行調査が行われ、令和6年6月に結果が公表されたところ。
- 同調査では、多機関協働事業等について以下の指摘がなされ、同事業の令和7年度予算案額について、約10億円の減額が行われている。
  - ・ 同事業の支援実績が0件の市町村があったほか、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていた。
  - ・ 2割程度の市町村が、事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握していなかった。
  - ・ 8割程度の市町村が、同事業の成果を把握するための定量的な目標を設定していなかった。

## (2) 令和7年度以降の取組

- 検討会議の論点や予算執行調査での指摘等を踏まえ、次年度以降、以下の取組を行うこととする。（概要は22～26頁参照）

①	包括的な支援体制の整備の考え方の提示	・ 人口減少社会において、包括的な支援体制の整備を行うことの必要性、体制整備という目的に照らして手段を選択することの重要性、地域福祉計画の活用を含め、整備に係る考え方の提示 等
②	重層的支援体制整備事業の適切な運用	・ 既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村も含め、実施の必要性の確認 ・ 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し ・ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表／支援実績件数が少ない場合の状況確認 ・ 多機関協働事業等の実施要綱における取扱の明確化（スタートアップに係る支援であることの明確化、多機関協働事業の原則委託禁止、継続的支援事業・参加支援事業の適切な運用） 等
③	重層事業への移行準備事業の適切な運用	・ 重層的支援体制整備事業の実施にあたり必要なプロセスを踏んでいるか等の確認の徹底 等
④	都道府県による後方支援の強化	・ 市町村が目的に照らして手段を選択できるようにするための支援／市町村のニーズを踏まえた支援を行っているかの確認等を含めた、都道府県による後方支援策の強化 等
⑤	市町村の管理職／都道府県への研修	・ 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備手法、政策立案力向上等に係る研修の実施

## 地域共生社会の在り方検討会議 概要

### ① 設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

### ② 主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方針性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

### ③ 構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等）	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	特定非営利活動法人抱樸 理事長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鏑木 奈津子	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事
	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	(座長) 宮本 太郎	特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表 中央大学法学部教授

### ④ 今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回  
令和7年1月31日：第8回、令和6年度末：中間的な論点整理 令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

# 地域共生社会の在り方検討会議における主な論点

## ①地域共生社会の実現に向けた取組

### ■ 地域共生社会の理念・概念の再整理【第4回（9/30）】

- 包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方【第2回（7/29）】【第6回（11/26）】【第8回（1/31）】
- 福祉以外分野との横断的な連携・協働の在り方【第4回（9/30）】

## ②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応

### ■ 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援（相談窓口・総合的支援策）の在り方【第5回（10/29）】

### ■ 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方【第5回（10/29）】

## ③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

### ■ 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等【第3回（8/21）】

- ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- ・ 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

※その他、社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等についても議論予定【第7回（12/26）】

## 本日ご議論いただきたい事項

地域共生社会の在り方検討会議（第6回）

令和6年1月26日

資料2

- 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の施行状況を踏まえた課題として、どのような点が考えられるか。また、課題に対して、どのような改善方法が考えられるか。

制度運用状況や検討会議におけるご意見等を踏まえ、特に、以下の点についてご議論いただきたい。

① (重層的支援体制整備事業を活用せず、) 包括的な支援体制の整備を進めている市町村の取組について、どう考えるか。

※ 例えば、包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。

② 包括的な支援体制の整備を推進するための方策について、どう考えるか。

※ 例えば、一部の市町村では整備に向けた検討が進んでいないことや、整備にあたってのノウハウ等を求める声が多い現状について、どう考えるか。また、市町村においては、相談支援の包括化を進めており、地域づくりまで進めることが難しいという現状について、どう考えるか。その他、福祉以外分野との連携・協働にあたっては、他分野との連携の必要性の認識不足が解消されない等の現状について、どう考えるか。

③ ②の方策を考える上で、都道府県の役割について、どう考えるか。

※ 例えば、現在の都道府県の支援は、市町村への情報提供が中心であり、具体的な支援まではあまり実施していない現状について、どう考えるか。また、都道府県が支援機関となる分野について、市町村等の支援機関との連携が進んでいない現状について、どう考えるか。

④ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村が毎年度大幅に増加する中で、質の向上を図り、メリハリのある事業とし、持続可能な制度としていくための方策について、どう考えるか。

※ 例えば、

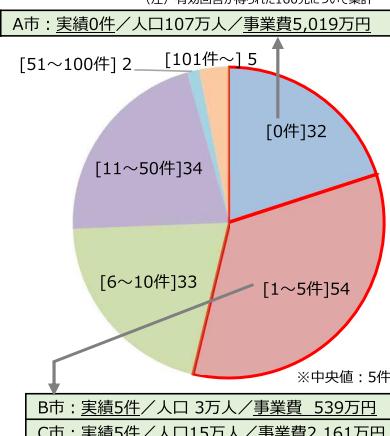
- ・ 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経ていない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。
- ・ 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。
- ・ 多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする方向性について、どう考えるか。

⑤ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実施にあたって、地域住民や多様な主体が参画し、地域の特性を踏まえた持続可能な取組としていくための方策について、どう考えるか。

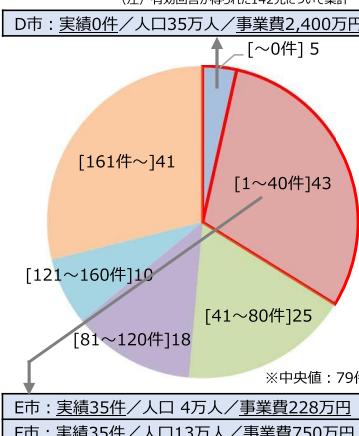
## 重層的支援体制整備事業② (各事業の実施状況)

- 多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、それがどのように支援実績につながっているかの確認を行ったところ、**いずれの事業についても実績0件の自治体**があった。特に、**多機関協働事業と参加支援事業については、実績0件の自治体が2割程度**を占めていた。実績0件の自治体では、多くが関係機関の連携体制の構築等の観点からは効果があったと回答をしているものの、**体制構築が支援実績につながっていない可能性が高い**。
- また、支援実績の中身を見ると、**支援実績が同数であるものの、自治体の規模が異なることから、事業費に大きな差が生じている**ケースもあった。
- 実施自治体の意見の中には、「事業の意義が関係各課等に浸透することにより、分野・立場を超えた支援体制が推進された」という声がある一方で、「重層的支援体制整備事業に移行したからと言って、現場的には何も変わっていない」「これまでの取組や他の事業により、相当する機能は充足している」という声もあった。
- このため、今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの**自治体は予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき**。

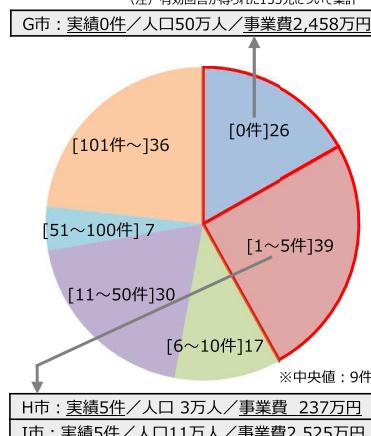
【図1】多機関協働事業における支援実績（重層的支援会議につながれた件数）  
(注) 有効回答が得られた160先について集計



【図2】アウトーチ等を通じた継続的支援事業における支援実績（訪問相談件数）  
(注) 有効回答が得られた142先について集計



【図3】参加支援事業における支援実績（支援実施件数）  
(注) 有効回答が得られた155先について集計



(注) 左記の支援実績について、実績0件の自治体においても、

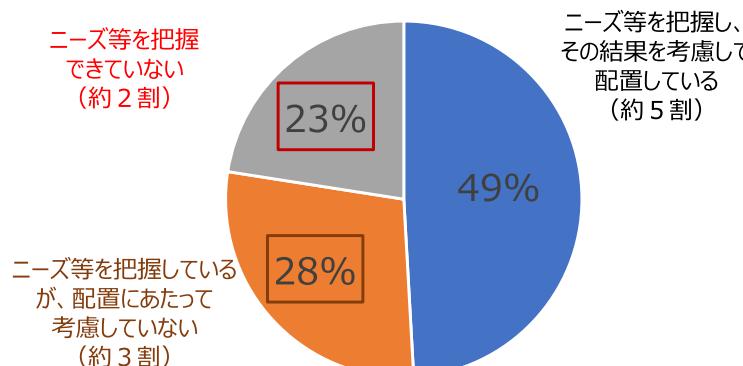
- ・ 多機関協働事業の効果として、「府内での情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」、「外部の関係機関との情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」といった回答が大半の団体からなされていること、
- ・ 参加支援事業の効果として、「新たな社会資源の創出、あるいはそれに向けた情報収集や検討等につながっている」、「関係機関間の信頼関係が深まった」といった回答が半数程度の団体からなされていることについて、留意が必要。

(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果（令和6年6月公表分）

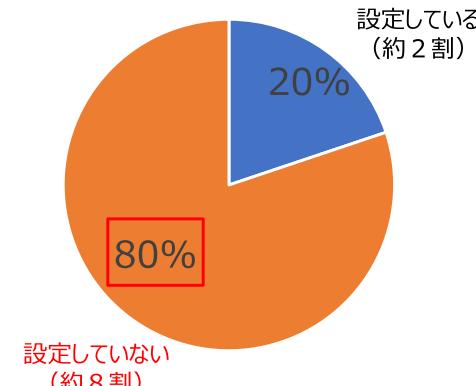
## 重層的支援体制整備事業③ (定量的な目標設定・効果検証)

- 自治体が重層的支援体制整備事業の実施にあたり、支援ニーズの把握状況や定量的な目標設定の状況について確認したところ、
  - ・ まず、自治体が事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握し、その結果を支援員等の配置に考慮しているかを確認すると、**支援ニーズを把握しているが支援員等の配置に反映していない自治体が3割程度、支援ニーズを把握していない自治体が2割程度**あった。
  - ・ 多機関協働事業等における事業成果を把握するための定量的な目標を設定しているかを確認したところ、**8割程度の自治体が定量的な目標を設定せずに事業を実施していた**。
- このため、効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、**自治体は支援ニーズの把握や定量的な目標設定を適切に行うなど、PDCAの取組を確立・徹底すべき。厚生労働省は、そのための支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを明確化し助言等を行うべき**。

### ◆ 支援ニーズの把握状況



### ◆ 定量的な目標設定の状況



(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果（令和6年6月公表分）

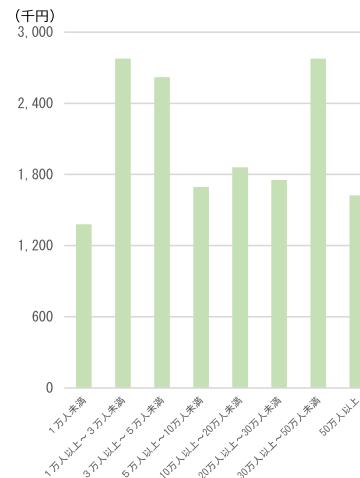
## 重層的支援体制整備事業④（補助基準の見直し）

- 多機関協働事業等の補助基準は、**人口規模のみに応じて補助を行ふもの**となっている。これに対して、**支援実績1件当たり事業費について見ると**、人口規模別で同水準になっているとは言えず、**ばらつきが大きい結果**となっている。
- 支援実績が同じでも事業費に差が生じていることも踏まえれば、人口規模のみに応じた補助を行っていることで、**実績に対して過大な補助を行っているケースがある可能性**がある。
- このため、**現行の人口規模のみに応じた補助基準から、支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助に改めるべき。**

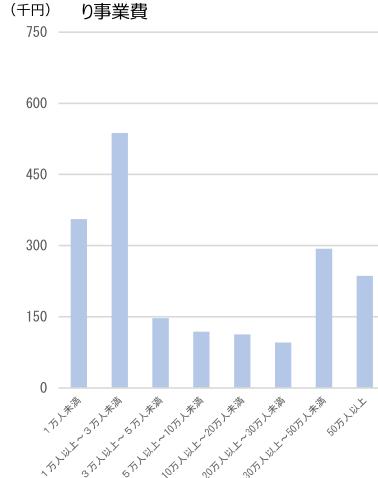
【表1】多機関協働事業等の補助基準

人口区分	基本額 ※3事業合計
1万人未満	25,300,000円
1万人以上～3万人未満	28,000,000円
3万人以上～5万人未満	31,000,000円
5万人以上～10万人未満	33,800,000円
10万人以上～20万人未満	42,000,000円
20万人以上～30万人未満	50,500,000円
30万人以上～50万人未満	56,000,000円
50万人以上	61,800,000円

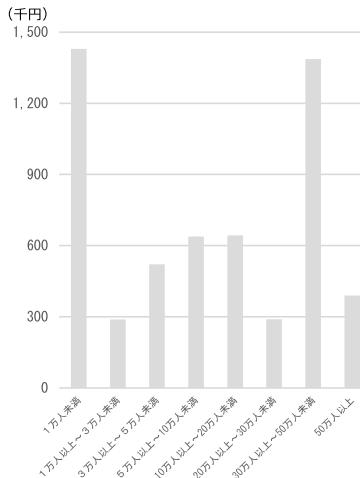
【図1】多機関協働事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



【図2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



【図3】参加支援事業における人口規模別の支援実績1件当たり事業費



(出所) 令和6年度予算執行調査の調査結果（令和6年6月公表分）

## 重層的支援体制整備事業⑤（より中長期的な在り方）

- 現在、厚生労働省の「地域共生社会の在り方検討会議」において、**重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方の議論**と並行して、**身寄りのない高齢者等への対応など、各分野共通の課題**についての議論が行われている。
- また、**多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたもの**ではあるが、現状、事業開始直後の対応として、多機関協働事業者が既存の支援関係機関等の役割分担を行い、支援プランを決定している。**今後の制度の在り方・発展について**は、**持続性の観点も踏まえ検討する必要**がある。
- このため、多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、**既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする制度の方向性**を検討すべき。その際、**各分野にまたがる課題への対応がなされる場合は、各分野の役割分担に応じた費用分担を求める**ことも検討すべき。

## ◆地域共生社会の在り方検討会議での議論の視点

## ①地域共生社会の実現に向けた取組について

## ◆包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について

- 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
- 包括的支援体制整備における都道府県の役割

## ◆重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について

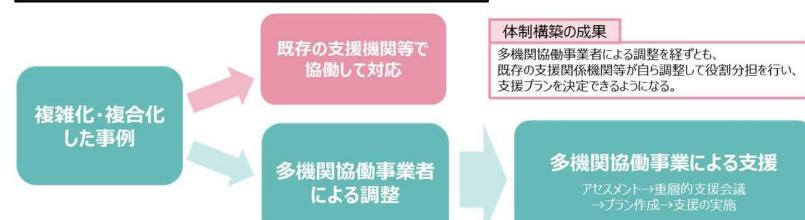
## ◆重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計

- 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係
- 分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について
  - 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
  - 災害時の被災者支援との連携

## ◆多機関協働事業による体制構築（イメージ）



## ◆多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応



(出所) 第一回地域共生社会の在り方検討会議（令和6年6月27日）

(注)「地域共生社会の在り方検討会議」では、②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応、③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実等についても議論。

# 予算執行調査の反映状況

「予算執行調査の反映状況」(令和7年度予算政府案)  
(令和7年1月 財務省主計局) 抜粋

令和6年度は31件の調査を実施。調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、的確に反映。

## ◆主な反映状況の具体例

### (5) 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業 (総務省:一般会計)

【反映額: ▲3億円】

#### <事業の概要>

防災、少子高齢化、過疎化、地域活性化、安心・安全なまちづくりなどの地域課題を、デジタル技術やデータを活用することで、より効率的・効果的に解決することを目指す、「スマートシティ」の取組を支援するものである。(補助対象:自治体、自治体と連携する民間団体等、補助率:1/2)

本事業が目指す「スマートシティ」は、地域間や分野間で官民が相互に連携することで、より効率的・効果的なサービスの提供を可能とし、地域課題解決に役立てようとする取組である。

#### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 本事業によるスマートシティで提供されるサービスには、住民ニーズが低いものや、「スマートシティ」でなくても提供可能なものが含まれている。
- データ連携が進まない結果、サービスが充実しないため住民の利用も進まず、関係者の理解も進んでいない状況にある場合が多いことを踏まえると、本事業を継続しても「スマートシティ」は実現されないと考えられる。
- したがって、本事業は廃止すべきである。データ連携基盤を含むICTインフラの導入を支援する際には、ICTインフラの導入ありきではなく、どのように課題を効率的・効果的に解決するのかについて、十分に検討することが求められる。

#### 反映の内容等

- 地域課題の解決や地域活性化のため、デジタル技術やデータの活用によって新たな価値を創出するデータ利活用型のスマートシティ推進事業を平成29年度から実施してきたものの、予算執行調査における指摘等を踏まえ、令和6年度で本事業の予算措置を終了することとした。
- なお、スマートシティの実現を目指す自治体等に対しては、これまでに実施したスマートシティ関連事業の周知・広報等の情報提供や助言等を行う。

### (15) 重層的支援体制整備事業 (厚生労働省:一般会計)

【反映額: ▲10億円】

#### <事業の概要>

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援及び地域づくりを行う既存事業の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援といった新たな機能を追加し、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を実施する事業である。

#### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 自治体が効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、厚生労働省は、実態把握と効果検証を行った上で、業務フローを確立する観点から、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを自治体へ明確に示すべき。
- 補助体系について、現行の人口規模のみに応じた補助から、支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助へ改めるべき。
- 今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの自治体は予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき。

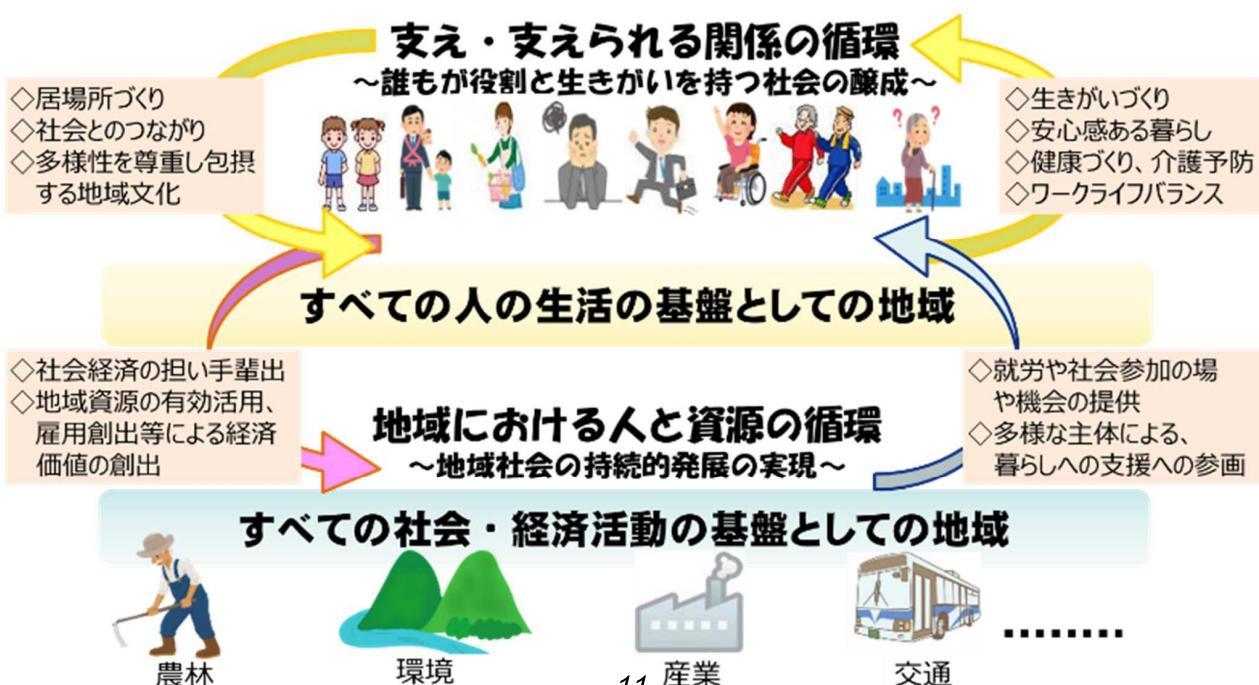
#### 反映の内容等

- 厚生労働省において、多機関協働事業等の補助基準額の算定基礎となる支援員数について、人口規模毎の配置状況及び支援実績を踏まえたものとするなどとし、基本基準額の見直しを行った。
- 厚生労働省において、多機関協働事業等を含め、重層的支援体制整備事業の質の向上及び持続可能な制度としていくための方策等について、「地域共生社会の在り方検討会議」で議論を行っており、令和7年夏を目標に取りまとめを行う予定である。今後、同検討会議の取りまとめを踏まえ、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方、調査研究事業等により事業実施の必要性の判断方法等を検討し、自治体に対してこれらに係る助言・指導・提示等を行うこととした。

(計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。)

## 地域共生社会の実現に向けて

現状	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。</li><li>加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。</li></ul>
目指すべき社会	<ul style="list-style-type: none"><li>生活における人ととのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会</li><li>社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会</li></ul> <p>の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。</p>



# 地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

## 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

## 地域福祉の推進

(第4条第2項)

## 地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

## 包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ  
(※)地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

## 重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業  
(任意事業：全国346箇所)

## 包括的な支援体制の整備に関する規定① (社会福祉法抜粋)

### (地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

## 包括的な支援体制の整備に関する規定②（社会福祉法抜粋）

### （包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### （重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

（略）

## 重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

### 重層事業に係る心構え

- ・重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要である。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。
- 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまい、連携・協働の体制として発展していかない。
- 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、地域における支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない。
- ・重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を發揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。
- ・各市町村における重層事業の担当部署及び担当者は、既存の支援の関係機関等を支援する、いわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまふと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要である。

# 重層的支援体制整備事業の実施における留意事項

令和5年8月8日付「重層的支援体制整備事業の実施について」別添1より

## 重層事業に向けて必要なプロセス

(1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

(2) 「重層的な」取組を行うことの合意

(3) 事業のデザイン

・先進事例を単純に取り入れるのではなく、庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか。

・「わがまち」の強みや、今後活かせそうな社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせるとどのような取組が可能か。



うちの相談窓口の課題はどういうものがあるのかな？

福祉部門の連携はある程度できているようだけど、地域とのネットワークがないから、支援が行き詰まるという意見があるようだ。

地域となると、たとえばNPO関連のとりまとめをしているような部署や団体さんに声をかけて意見交換をしてもいいね。

## 重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

● 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

● このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

### 事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村

### 重層的支援体制整備事業の全体像

#### I 相談支援

##### 包括的な相談支援の体制

- 属性や世代を問わない相談の受け止め
- 多機関の協働をコーディネート
- アウトリーチも実施

#### II 参加支援

- 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)  
就労支援 見守り等居住支援  
生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態ないひきこもり状態の者を受け入れる 等

I～IIIを通じ、  
・継続的な伴走支援  
・多機関協働による支援を実施

#### III 地域づくりに向けた支援

##### 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

#### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行なうことを可能とするため、国の財政支援に関して、高齢・障害・子ども・生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

#### 現行の仕組み

高齢分野の相談・地域づくり

障害分野の相談・地域づくり

子ども分野の相談・地域づくり

生活困窮分野の相談・地域づくり

#### 重層的支援体制

属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

# 本当にそうかな？重層的支援体制整備事業 ー 手段が目的化していませんか？ (1)

×：よくある誤解 ○：本当は「こうだった」

×	重層的支援体制整備事業は、新しいものをゼロから作り上げる事業だ。
○	重層的支援体制整備事業は、これまで行ってきた事業では、対応できなかった課題を解決したり、これまで行ってきた事業をよりやりやすくするための事業だ。 ⇒ これまで行ってきた事業での蓄積は、すべて「財産」。なかつたことにすれば「もったいない」。 ⇒ そもそも人口減少社会では、今ある資源／限られた人員で対応できるようにしないと、立ちゆかなくなる。
×	重層的支援体制整備事業は、全市町村で実施すべき事業だ。国もそう言っている。
○	もともとの目的である、「包括的な支援体制の整備」を行うための手段は様々。 国は「全市町村で実施すべき事業だ」とは言っていない。（社会福祉法上も実施は任意とされている。） ⇒ 必ずしも重層的支援体制整備事業による必要はない。 ⇒ これまで行ってきた事業で課題が生じていなければ／もっとこうしたいという思いがなければ、重層的支援体制整備事業に取り組む必要はない。 (取り組んでも効果はない。)
×	重層的支援体制整備事業でなければ、実施できないことがある。
○	重層的支援体制整備事業でなければ実施できないことは、ないわけではないが「極めて少ない」。 ⇒ 地域ケア会議、生活支援コーディネーター、自立相談支援機関での相談受付、支援会議… 包括的な支援体制の整備に資する手段は、これまで実施されてきたはず。同じようなことを、看板だけ掛け替えてやっても意味はない。 もしそれがこれまでうまくいっていないのであれば、まずはそれをうまくいくようにする方が先決では？ ⇒ 重層的支援体制整備事業は「サブシステム」であって、「メインシステム」ではない。
×	重層的支援体制整備事業を実施すべきかは、福祉の関係者だけで考えればよいことだ。
○	たしかに統合される事業は福祉に関係する事業だが… ⇒ そもそも包括的な支援体制の整備／地域共生社会の実現が目的。「このまちでどういう風に生きていきたいか」と連動する話。 であれば、主管課だけで、福祉の関係者だけで考えてよいわけがない。 ⇒ 事業実施如何以前に、「地域住民含め、全ての関係者とともに」まず包括的な支援体制をどのように整備するかを考えるべき。 ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけが支えているわけではない。 ⇒ 福祉の関係者以外も、「このまちでどういう風に生きていきたいか」を考え、各々取組を行っている。 例えば「地域づくり」は、地域住民なり、企業なり、いろいろな人が、いろいろな思いで、いろいろなことをやっている。 いかに「つながり」、一緒に考えられるようになるか。お互いwin-winの関係になれるか。

# 本当にそうかな？重層的支援体制整備事業 ー 手段が目的化していませんか？ (2)

×	重層的支援体制整備事業は、社協に委託しているから大丈夫。
○	事業如何以前に、包括的な支援体制の整備に係る努力義務は「市町村」に課されている。 まずは、市町村が先頭にたって、全ての関係者とともに包括的な支援体制をどのように整備するかを検討すべき。 ⇒ 社協に「丸投げ」していく、市町村が自身の言葉で包括的な支援体制をどのように整備していくか語ることができなければ、努力義務を果たしたことにはならない。 Cf) 地域福祉計画の策定、重層的支援体制整備事業実施計画の策定… 社協に限らず、シンクタンクに／有識者に、「丸投げ」していることはないか。 シンクタンクも有識者も、自分たちの地域での暮らしに責任を持っているわけではない。最後は「自分たちで」考える。
×	重層的支援体制整備事業の「好事例」がほしい。
○	重層的支援体制整備事業の「好事例」は「ない」。 ⇒ 目的も分からず、手段だけ真似しても効果はない。 ⇒ 他市町村の事例を知って、「うちには○○がないから、△△がないからできない」と思うのは当たり前。市町村ごとに状況は異なる。 大事なことは、「このまちに何があるか、誰がいるのか、自分たちのまちで何が必要なのか・何がしたいのか」
×	複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。
○	本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？ ⇒ これまで、既存窓口では、対象者以外から相談があつたら適切な窓口を案内していたはず。 高齢者とひきこもりの子の世帯があつたら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」ことはないのでは？ ⇒ 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくとも対応できる。 ⇒ またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするには極めて困難。 かえって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。
×	複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。
○	まずは、既存窓口で対応することが前提。 ⇒ 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。 人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。 ⇒ 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。 新たな「縦割り」を生み出したいわけでもない。基本的には支援対象者本人に直接接觸しない。 = いざれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。 = 多機関協働事業者につなぐべきケースは何かを関係者間で考え15ケースを減らしていくという意識が大切。

## 本当にそうかな？重層的支援体制整備事業 一 手段が目的化していませんか？ (3)

×	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもりの人の家を訪問する事業だ。
○	<p>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、単に訪問することを目的とする事業ではない。</p> <p>⇒ まず、既存の相談窓口等や地域住民等から、支援が届いていない人の情報を把握できる体制を作ることが重要。</p> <p>そもそも、誰に支援が届いていないのか、事業者が単独で探すには相当の時間がかかるし、探し出せないことも。</p> <p>⇒ その上で、支援が届いていない人に、「継続的に」関わっていく。</p> <p>手段はアウトリーチに限定されない。本人に会えなくても、本人の関係者からの情報収集からスタートしてもよい。「回数稼ぎ」のために訪問しても逆効果。</p>
×	参加支援をするには、対象者のための「居場所」を「新しく」作らなければならない。
○	<p>参加支援をするために、本当に「新しい」「居場所」が必要なのか。</p> <p>⇒ 新しくなくても、居場所でなくても、参加のための手法は何でもいい。</p> <p>⇒ 新しいものが必要だと考えてしまうのは、そもそも地域にどのようなつながりがあるかを知らないからでは？ (参加支援事業では、「来たるべき日」に備えて、日頃から地域の関係者との「顔つなぎ」も行うこととされている。)</p>
×	参加支援「事業」は、すべての住民を対象とするものだ。
○	<p>参加支援事業は、多機関協働事業による重層的支援会議で、同事業の利用が必要とされた人が利用できるものだ。</p> <p>⇒ 事業として実施できることは限られている。 同事業の利用が必要とされた人以外を支援対象にしたいならば、それは同事業による参加支援ではなく、任意で行われた参加支援。</p>
×	「地域づくり」は何をしていいかよく分からぬから、まずはイメージがつく「相談支援の包括化」を頑張ればよい。
○	<p>支援策として提示できることが限られているのに、安心して相談を受け付けできるのか？</p> <p>⇒ 地域にどのような資源があるのか把握できていなければ、相談窓口が支援策として提示できるのは公的なサービスだけ。</p> <p>⇒ 公的なサービスの対象にならない相談者 = 制度の狭間にいる相談者が現れたら？ 支援策が提示できない人の相談を窓口は受けたがるだろうか？</p> <p>= 相談支援の包括化よりも、地域づくりの方が大切。まずは地域にどのような活動が行われているか、どのような資源があるかを把握することからはじめよう。</p>
×	地域づくり事業は、福祉の関係者が主体となって行わなければならないことだ。
○	<p>「地域づくり」自体は、庁内だけで考えても、取り組んでいる部署はたくさんある。</p> <p>⇒ 例えば、企画部局は、長らく地域住民とともに地域のことを考えてきたはず。 やったことがないことに取り組むのは難しい。それならやったことがある人・得意な人に相談にいければよいのでは？</p> <p>⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけで成り立っているわけではないことを考えても、福祉の関係者だけで考えればいい・行動すればいいわけではない。 地域づくり事業の実施要綱で定めている範疇は狭いが、他の地域づくり施策等との接続を意識することは不可欠。</p>

## 本当にそうかな？重層的支援体制整備事業 一 手段が目的化していませんか？ (4)

×	重層的支援体制整備事業は多世代を対象とした事業なのだから、多世代を対象にした居場所を新しく作らないといけない。
○	<p>そもそも、地域住民は「多世代を対象にした居場所」を求めているのか。地域にはそういう居場所はないのか。</p> <p>⇒ 地域活動は、楽しくなければ参加しないし、続かない。役所の都合で「やらせよう」としてもうまくいくはずはない。 作ろうとした居場所に、自分だったら行くだろうか。居場所を作れと役所に言われて、自分だったら作るだろうか、続けるだろうか。</p> <p>⇒ 今ある居場所も、多世代交流がしたければ自然とそうなるし、逆も然り。</p> <p>⇒ 居場所に限らず、全ての地域活動は、自発的で楽しいものであるべき。 その活動の何を評価するか、評価の形として資金を投入するか否か、投入するならどの財源を用いるか、判断は市町村次第。</p>
×	重層的支援体制整備事業として実施したことによる費用なら、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象だ。
○	<p>「重層的支援体制整備事業として実施したこと」として認められる範囲は、実施要綱に定められていることに限定されており、その上で交付対象として認められる費用は、交付要綱に定められていることに限定されている。</p> <p>⇒ 当たり前だが、それぞれの取組が、「包括的な支援体制の整備」のために行われているものなのか、重層的支援体制整備事業実施要綱に定められているものなのか、きちんと整理しておくことが必要。</p> <p>⇒ 全ての取組は「いい」取組。ただ、そのこと、事業として認められるか、交付対象であるか（税金が投入されるか）は別問題。</p>
×	重層的支援体制整備事業は、一度関係者と話し合っていれば、開始後もずっとうまくいく。
○	<p>重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。</p> <p>⇒ 日々新たな課題が生じる／やりたいことが生じる、担当者が異動する中では、定期的な「調整」が重要。 P D C Aサイクルを活用し、事業により実施したことで目的は達成できているか、関係者間で「このまちでどういう風に生きていきたいか」が共有されているか、何度も確認して、必要な対応を行っていくべき。</p>
×	重層的支援体制整備事業は一度始めたら辞められないし、交付金はずっともらえる。
○	<p>重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。一定の期間（例えば地域福祉計画の期間）で体制を作り上げる必要。</p> <p>⇒ 実施する必要がなくなれば、辞めることもできる。</p> <p>⇒ 目的に応じて、必要な手段は何なのかを考えた結果、重層的支援体制整備事業ではないということであれば、もちろん辞めても問題はない。 (辞めた市町村もある。)</p> <p>⇒ 「体制整備事業」という事業の趣旨を鑑みれば、国や都道府県の補助がいつまでも続くわけではなく、自走できる体制を作る必要。</p>

# 本当にそうかな？重層的支援体制整備事業 一 手段が目的化していませんか？ まとめ

## 大切だけれど忘れがちなこと

- ★ 「（国が示した）手段をやればうまくいく」はずはない。大切なのは「何のためにやるのか」。手段は目的に照らして「選ぶ」もの。
- ★ 「〇〇をやらなければならない」という人に対しては、まず「どうしてそう思ったのか」をたずねる。（何事も鵜呑みにしない。）
- ★ 思考を停止しない。決められたこと・書かれていることをこなすだけが仕事ではない。  
今地域で何が起きていて、それに対して、行政として、何のため・誰のためにどういう手段でやるのか、常に考え続ける。
- ★ 地域住民を含め、全ての関係者とともに、以下を行っていく。
  - 自分たちの言葉で、自分たちが地域で生きていくにあたり、必要な「包括的な支援体制」とは何かを語るようにする。
  - 体制整備に関連し、今誰が・誰と・誰に向けて・何をやっているのか、そこにある課題や現状認識をしっかりと行う。
  - これまで行ってきたことに加えて、+αでやらなければならないこと・やりたいことは何なのか、話し合う・実行する。
  - 定期的に振り返り、やらなければならないこと・やりたいことを考え直して、実行する。



- これらはすべて少し考えれば「当たり前」の話。  
「役所の担当者」、「専門職」…  
一度自身の肩書きからも、「事業をどうするか」からも離れ、「一住民としてどういう風に生きてていきたいか」考えることが大切。

すべては「このまちでどういう風に生きてていきたいか」。  
そんな大事なことを国にすべて任せてもいいのか。自分たちで考えるべきことではないか。

## 重層的支援体制整備事業交付金に係る見直し

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備にあたっての手段の1つでしかないにも関わらず、地域住民を含む関係者等との検討や現状の課題分析が行われることなく、実施が決定され、事業の実施自体が目的となっている状況が見られることを踏まえ、以下の取組を実施する。

### 1. 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認

- 重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか又は実施することによる効果が期待できるかを確認する観点から、重層的支援体制整備事業の実施を希望する全市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施にあたって必要なプロセスを経ているか、重層的支援体制整備事業でなければ解決できない課題等は何か（重層的支援体制整備事業を実施する理由）等が確認できる資料の提出を求める。

### 2. 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認

- 多機関協働事業等の支援実績件数について、四半期ごとに提出を求めている実績報告の結果を、厚生労働省HPで公表する。
- 支援実績件数が0件である状態が続いている市町村のうち、地域共生社会推進室が必要と判断した市町村に対しては、直接確認を行う。

### 3. 重層的支援体制整備事業交付金の適正な執行

- 重層的支援体制整備事業は「体制整備」を目的とするものであり、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、いつまでにどのような体制を整備するのか、事業の成果目標や成果指標を設定した上で、「体制整備」を目指すべき事業である。
- このため、重層的支援体制整備事業交付金の交付も、スタートアップ支援としての性格を有するものであり、特に多機関協働事業等に対する交付は、社会福祉法上予算の範囲内で行われることになっており、恒久的な措置とはなっていない。
- 多機関協働事業等に要する費用への交付は、事業開始初期に重点的に行いつつ、一定期間経過時点においては、交付終了又はそれ以降の交付は必要な費用に限定して行うものであることに留意すること。（具体的な期間や一定期間終了後の支援の方策については、令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の交付に際して提示する。）
- また、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定めるとおり、相談支援・地域づくり・参加支援に係る事業を一体的に実施することで、地域生活課題に対する支援体制等を一体的かつ重層的に整備するものとされていることから、これに適合しないと考えられる市町村については、重層的支援体制整備事業交付金の対象とはならない場合があることにも留意すること。
- 重層的支援体制整備事業の事業評価については、地域共生社会の在り方検討会議の議論等を踏まえて提示することを検討しているが、各市町村においては、まず自ら掲げた事業の成果目標や成果指標をもとに、P D C Aサイクルを徹底することにより、不断の見直しに努めること。

## 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し

- 財務省の予算執行調査の結果や、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料において示した、多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果を踏まえ、下表のとおり交付基準額の見直しを行うこととする。
- なお、この交付基準額は、多機関協働事業等の実施状況や実施効果等にあわせ、次年度以降も必要に応じて見直しを行う予定。

(単位：千円)

市町村人口規模 (※)	交付基準額	
	令和6年度まで	令和7年度から
1万人未満	25,300	15,000
1万人以上～3万人未満	28,000	18,000
3万人以上～5万人未満	31,000	21,000
5万人以上～10万人未満	33,800	25,000
10万人以上～20万人未満	42,000	30,000
20万人以上～30万人未満	50,500	35,000
30万人以上～40万人未満	56,000	40,000
40万人以上～50万人未満		50,000
50万人以上	61,800	55,000

(※) 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(※) このほか、重層的支援体制整備への移行準備事業の補助基準額についても、あわせて見直しを行う。

## 多機関協働事業等の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化

- 多機関協働事業等に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付に際し、社会福祉法第106条の4に定める重層的支援体制整備事業の考え方方に沿った、適切な事業実施及び同事業実施要綱に定める趣旨の明確化を図ることとし、以下のとおり具体的な内容をお示しする。

### 1. 多機関協働事業

○ 多機関協働事業は、以下を目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものであることを踏まえ、包括的な支援体制の整備主体である市町村が、責任を持って自ら実施することを原則とする。

- ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
- ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと
- ・ これらを通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援すること

※ ただし、令和7年度にあっては、経過措置として、一定の要件を満たす場合には、委託を行うことも可能とする。

### 2. オウトリーチ等を通じた継続的支援事業／参加支援事業

○ オウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業は、多機関協働事業に繋がったケースのうち、「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人」「既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人」のためと、これまで各市町村で実施してきた事業等では対応できない者を想定した「支援体制を整備」することを目的としている。

- この目的に照らし、以下の場合に該当する市町村に対しては、両事業に要する費用に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付にあたり、査定を行う場合があることに留意されたい。
- ・ 「既存制度や事業（生活困窮者自立支援制度やひきこもり支援事業等）により対応できる者」を対象とした「支援」を行っている場合
- ・ 参加支援事業において、重層的支援会議を経ずに同事業が利用できる体制となっている場合
- ・ 参加支援事業における支援メニューを作成する際、地域のあらゆる社会資源を把握しその活用を検討しないまま、単に新たな「居場所づくり」を行っている場合
- ・ その結果、これまで各市町村が実施してきた事業等に要する費用を両事業に要する費用へと移し替えたり、両事業の対象者として適当ではない者に要する費用が両事業に要する費用に含まれている場合

# 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による後方支援の強化

○ 都道府県による包括的な支援体制の整備に係る支援は、社会福祉法第6条第3項に基づき、実施が義務づけられていること、「地域共生社会の在り方検討会議」において、包括的な支援体制の整備に係る都道府県の役割の見直しについても論点になっていること等を踏まえ、以下を実施する。

## 1. 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業（旧：重層的支援体制整備に向けた都道府県後方支援事業）の適切な運用

○ 都道府県においても、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化しているところや、重層的支援体制整備事業の目的はワンストップ窓口を開設することにあると認識しているところがあり、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題等を把握することなく、重層的支援体制整備事業の実施のみ・ワンストップ窓口の設置のみを勧めている場合がある。

○ このため、令和7年度の同事業に係る補助金の交付申請にあたっては、以下を徹底することとする。

- ・ 重層的支援体制整備事業の実施の有無に関わらず、[管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題を把握すること](#)
- ・ 補助金の交付を希望する取組について、[包括的な支援体制の整備という目的に照らし、現状の課題把握・分析を行った上で、解決策を選択できるようになるための内容とすること](#)
- ・ 管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題に照らして、内容を決定すること

## 2. 都道府県による後方支援の強化

○ 社会福祉法に定める地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備の関係などについて、更なる理解を深めた上で、市町村への支援を行うことができるよう、都道府県においても「包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修」を積極的に受講するよう求める。

○ 都道府県が行う包括的な支援体制の整備に係る研修等に、地域共生社会推進室の職員を派遣し、地域共生社会の概念や包括的な支援体制の整備との関係性や、包括的な支援体制の整備プロセス等を説明する「都道府県キャラバン」を実施する。  
(年度当初に申込受付予定。)

## 包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修の実施

○ 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、[市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施](#)する。

	市町村の管理職向け研修	都道府県向け研修																				
研修目的	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、包括的な支援体制の整備手法、地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備指針を検討した上で、包括的な支援体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うようにする。	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようとする。																				
研修開催時期	令和7年9月～令和8年1月	令和7年9月～令和8年1月																				
開催回数	6回（いずれも同一内容とする。）	2回（いずれも同一内容とする。）																				
開催方法	オンライン	オンライン																				
1回あたり募集人数	50名程度	15名程度																				
カリキュラムイメージ	<table border="1"><thead><tr><th>研修内容</th><th>研修時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解</td><td>45分程度</td></tr><tr><td>・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介</td><td>60分程度</td></tr><tr><td>・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性</td><td>60分程度</td></tr><tr><td>・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク</td><td>60分程度</td></tr><tr><td>・ 修了確認レポート作成</td><td>15分程度</td></tr></tbody></table>	研修内容	研修時間	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解	45分程度	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	60分程度	・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性	60分程度	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度	・ 修了確認レポート作成	15分程度	<table border="1"><thead><tr><th>研修内容</th><th>研修時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介</td><td>75分程度</td></tr><tr><td>・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性</td><td>45分程度</td></tr><tr><td>・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク</td><td>60分程度</td></tr></tbody></table>	研修内容	研修時間	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	75分程度	・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性	45分程度	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度
研修内容	研修時間																					
・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解	45分程度																					
・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	60分程度																					
・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性	60分程度																					
・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度																					
・ 修了確認レポート作成	15分程度																					
研修内容	研修時間																					
・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	75分程度																					
・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性	45分程度																					
・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度																					

## 令和7年度 地域福祉専門分科会 予定表

第1回	日 程	5月19日(月) 10時～12時
	会議室	八王子市役所 議会棟4階 第三・第四委員会室
	内 容	地域福祉計画 令和6年度活動評価について 福祉部職員による不適切発言事案の再発防止に向けた改善策の取組状況について 他
第2回	日 程	7月28日(月) 10時～12時
	会議室	八王子市役所 議会棟4階 第六委員会室
	内 容	第1回地域福祉専門分科会を踏まえた、令和7年度地域福祉計画の取り組みについて 他
第3回	日 程	11月4日(火) 14時～16時
	会議室	八王子市役所 議会棟4階 第六委員会室
	内 容	半期の振り返り下半期に向けた取り組みについて 他
第4回	日 程	2月16日(月) 13時～15時
	会議室	八王子市役所 議会棟4階 第六委員会室
	内 容	地域福祉計画 令和7年度活動内容について 他